

平成29年11月21日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
常任委員会委員の選任	7
諸報告	7
委員長報告	8
管理者提出議案の報告	10
管理者の挨拶	10
一般質問	12
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
閉会	69

秩広組告示第26号

平成29年第3回(11月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年11月14日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成29年11月21日(火) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成29年11月21日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成29年11月21日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 常任委員会委員の選任
- 第 5 諸報告
- 第 6 委員長報告
- 第 7 管理者提出議案の報告
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第11号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例及び秩父広域市町村圏組合情報公開
条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第16号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第15 議案第17号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	江田治雄	議員	2番	大久保進	議員
3番	新井重一郎	議員	4番	木村隆彦	議員
5番	斎藤捷栄	議員	6番	高野宏	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	荒船功	議員
9番	新井鼓次郎	議員	10番	若林想一郎	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	野口健二	議員	14番	大島瑠美子	議員
15番	岩田和幸	議員	16番	加藤喜一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
石木戸道也	副管理者
富田能成	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
湯本則子	会計 管理者
坂本哲男	消防長
赤岩和彦	総務 調整 危機 管理 監
高野明生	水道局長
森下今朝八郎	事務局 次長 兼 業務課長
富田豊彦	専門員 兼 管理 課 長 兼 会計 課 長

吉	岡	康	明	消防本部 次長兼 消防署長
山	口	亮	一	消防本部 次長兼 指令課長
小	林	幸	一	専門員兼 総務課長
坂	本	峰	男	専門員兼 予防課長
関	河	幹	男	専門員兼 警防課長
加	藤		猛	水道局長 水次
内	山	昭	男	福祉保健 課長
野	澤	好	博	秩父クリー ンセンター 所長
原	島		健	秩父環境衛 生センター 所長
中	山		朗	経営企画 課長
古	屋	敷	光	契約検査 課長
大	森	圭	治	工務課長
田	村	政	雄	浄水課長
長	谷	川	伸	小鹿野 事務所長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
岩	田		聡	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小櫃市郎議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました岩田和幸議員、加藤喜一議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（岩田 聡書記登壇）

岩田 聡書記 朗読いたします。

15番 岩田和幸議員 16番 加藤喜一議員

以上です。

議長（小櫃市郎議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席の指定をいたします。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

11番 若林光雄議員

12番 四方田 実議員

13番 野口健二議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○常任委員会委員の選任

議長(小櫃市郎議員) 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、

総務常任委員会委員に

16番 加藤 喜一 議員

厚生衛生常任委員会委員に

15番 岩田 和幸 議員

をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、厚生衛生常任委員会副委員長が欠員であります。次の休憩中に応接室において厚生衛生常任委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

議長(小櫃市郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生衛生常任委員会において副委員長が互選されましたので、報告いたします。

厚生衛生常任委員会副委員長に 岩田和幸議員

以上であります。

○諸報告

議長(小櫃市郎議員) 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計継続費精算報告書及び平成28年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたか

ら、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在において一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億2,711万5,181円、並びに水道事業会計の残高は36億2,075万1,796円であることを確認いたしました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果につきましてご説明申し上げます。

去る10月23日に平成28年度及び29年度の事務事業の執行状況及び管理状況等について監査を実施しました。監査の対象課、所は、消防本部の総務課、指令課、消防本署及び水道局の工務課、浄水課、横瀬事務所、皆野・長瀬事務所、小鹿野事務所でありまして、各課、所に対しましては監査資料の提出を求め、所属長からは説明を聴取する方法により監査を実施しました。その結果、関係法令、条例等に基づきおおむね適正に処理されているものと認めました。なお、提案事項等を含めた詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、議会閉会中の審査事項として総務常任委員会に付託してあります第1回定例会の会期に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

新井総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 新井鼓次郎議員登壇)

総務常任委員会委員長（新井鼓次郎議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から指名いただきました9番、新井鼓次郎でございます。

前の第2回定例会で付託を受けました第1回定例会の会期に関する調査研究報告を総務常任委員会を代表して報告申し上げます。お手元に参考資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、前の議会におきまして5番、斎藤捷栄議員から、第1回定例会は例年2月に開催されて予算決議がされているが、その内容を担保すべき各市町議会の議決は3月であることから、会期を延長し、予算議決は各市町の議決後とすべきではないかという趣旨の一般質問があり、総務常任委員会に調査を付託されました。

委員会では、8月29日に会議を開催し、埼玉県内の一部事務組合における予算審議の時期や状況、法令等に照らし合わせ検討を行いました。まず、県内の一部事務組合では、過半数を超える団体が市町議会に先立って予算審議が行われている状況でございました。また、地方自治法においては、第287条第1項第7号に基づく一部事務組合の負担金や分賦金については、同法第177条第1項第1号のその他の地方公共団体の義務に属する経費に該当することから、組合議会で議決された予算は市町にとって義務的経費となります。さらには、昭和22年11月29日の各都道府県知事宛て地方局長通知によれば、市町側の議会が否決等をした場合は、その首長は再議に付さなければならず、さらに否決等をされた場合は原案を執行することができるとされています。

以上のことから、総務常任委員会としましては現段階において問題が認められないこと、また埼玉県内の一部事務組合においても過半数を超えて市町議会に先立って予算審議が行われているため、従来2月開催をしたいとの審議結果となりました。

以上で委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより第1回定例会の会期に関する調査研究の件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、第1回定例会の会期に関する調査研究の件は、委員長報告のとおり決定することに決しました。

以上で、第1回定例会の会期に関する調査研究を終了します。

○管理者提出議案の報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小櫃市郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆さん、おはようございます。小櫃議長様のほうからお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をこれから行わせていただきます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともども大変お忙しい中をご出席を賜り、まことにありがとうございました。

さて、このたび10月8日に行われました小鹿野町議会議員選挙に伴いまして、小鹿野町議会から新たに岩田和幸議員と加藤喜一議員が組合議員となりました。また、岩田議員には先ほどの委員会での互選の結果、厚生衛生常任委員会副委員長もお務めになるということでございます。お二人には本組合の事業の推進に当たりまして、ご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日は、新たに理事に就任され、初めて議会に出席されている方もいらっしゃいますので、改めて紹介をさせていただきます。10月8日の小鹿野町町長選挙で当選され、10月30日から小鹿野町町長として、またそして本組合理事に就任をされました森真太郎町長でございます。ご案内のとおり、今年の3月まで当組合の事務局長として務めておりましたので、皆様もご存じのこととは存じます。森町長は、今までの経験から広域行政の役割、市町の連携の重要性を肌で感じてきた方でありますので、その経験をいかんなく発揮していただきまして、これからもさらに広域行政推進のために、またそれに伴う諸事業に対しましてご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、11月7日に開催いたしました理事会におきまして、副管理者として皆野町の石木戸道也町長が選任されました。ベテランの石木戸町長に副管理者をお務めいただくことで、私も大変心強く思っているところでございます。

さて、火葬場の話を少しさせていただきます。新火葬場ですが、昨年10月に仮オープンいたしまして1年がたち、今年の4月からは1日12件の火葬ができるようになり、駐車場も広くなるなど、

利便性の向上が図られたものと考えております。そして、まだ12件の火葬を行った日はありませんが、10件の火葬を行った日が3日ございました。また、動物炉を併設している状況ですが、こちらのほうは今年4月から10月まで、10月末ですが、481件を処理いたしました。有料で処理したものが64件、残りの417件は道路等で轢かれたものと有害鳥獣駆除により持ち込まれたものとなっております。この中には鹿の焼却が34件ありました。この大きな動物には職員が炉に入るように加工した上で焼却しておりますが、中には2時間くらいかかったものもございます。昨年10月のオープン以来順調に経過、稼働しておりますので、これからも人生の終焉の場としてふさわしい施設として運営してまいりたいと存じます。

それでは、本日執行部でこれからご提案いたします議案ですが、この内容について概要について説明をさせていただきます。

まず、議案第11号でございます。平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定については、議会の認定を得たいものでございます。

議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例ですが、決算証書類の審査等に係る規定について、所要の改正をしたいものでございます。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例及び秩父広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をしたものでございます。

議案第14号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例ですが、手数料免除に関する規定を新たに加える改正をしたいものでございます。

次に、議案第15号 工事請負契約の締結ですが、高機能消防指令センター総合整備事業の入札結果に基づき、議会の議決を得て落札業者と工事請負契約を締結したいため提案するものでございます。

議案第16号ですが、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）は、歳入では平成28年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正等を、歳出では人件費等所要の補正で行いたいものでございます。

議案第17号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）は、土地購入費及び定住自立圏事業に係る事業費を主なものとする所要の補正を行いたいものでございます。

以上の議案でございます。この後、詳細につきましては各担当からそれぞれ説明を行いますので、十分ご審議をいただき、ご決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これから年末を控えまして、各市町の12月定例会などが予定されております。議員におかれましては何かとお忙しいとは存じますが、どうか健康には十分ご留意いただき、ご活躍賜りますよう、そしてまた各市町がさらに発展を遂げて、ひいては秩父圏域全体の活性化が図れるよう心から願う

ものでございます。皆様方のご審議をお願い申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。本日、議会、よろしくお願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（小櫃市郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

15番（岩田和幸議員） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告にのっとりまして、1、水道について、（1）、水道工事の補助金が統合前の説明会では10年間で333億円の工事をする。そのうち111億円が国から来るから統合したほうが有利だからとの説明でした。ところが、統合した初年度、平成28年度は65%、29年度は74%の内示です。当初からこのような状態では先が心配されます。管理者である久喜市長は、このことについてどう考えているか伺います。

（2）、出資債について、小鹿野町は平成29年度分を見送りましたが、秩父市は28年度分から出しているとのこと。なぜ秩父市だけが28年度から出しているのか伺います。

（3）、ミューズパークに配水池をつくり、これ西谷津と書いたのですが、一般的には西秩父とも申します。これをなぜ西谷津にしたかという、谷間できれいな水があるという意味もちょっと含んでいますので、ご理解をいただきたいと思います。西谷津に送ることを考えたのは誰で、どんなメリットがあると考えたのか伺います。

（4）、水道業者の登録について、水道法の趣旨に反する書類を出させました。なぜこのようなことが行われたのか伺います。

大項目の2つ目ですが、工事の発注方法についての（1）、上尾市で市長と議長が工事発注に絡むことで逮捕されました。この組合が発注した工事でも、過去に焼却炉の談合事件がありました。その後、談合等の防止の対策はとられてきたのか伺います。

大項目3、災害について、（1）、災害時のドローンの活用があちこちで検討されています。当組合では、操縦等の訓練が行われているようですが、そのほかにどのような取り組みがされているのか伺います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 おはようございます。15番、岩田議員のご質問の1、水道について順次お答え申し上げます。

初めに、(1)、国の補助制度のご質問につきましては、昨年来広域議会や全員協議会等でもご説明を申し上げておりますが、生活基盤施設耐震化等補助金の内示額は、当初予算額に対する補助金額算定に基づき、要望した金額に対して示された金額でございます。このため、実際に契約を締結する際には設計変更や契約差金が生じるため、予算額との差が出てまいります。平成28年度におきましても、要望額の65%の内示額ではございましたが、入札差金や事業変更等により決算においては実質要望額の85%に達しました。今年度におきましても、同様に充当割合は上がるものと考えております。また、議員さんがご心配されている広域化事業への影響でございますが、たとえ内示額は要望額以下となったとしても、不足分は自己財源等により計画どおり順次進めてまいります。なお、秩父地域の水道広域化事業を推進するに当たり、この補助制度は有利な財源措置であることについては変わりなく、広域化を進めない限り対象とならない制度でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(2)、秩父市が平成28年度から出資している内容についてお答え申し上げます。本年7月議会におきまして、小鹿野町選出の神田武議員の一般質問の再質問でもご答弁申し上げましたが、秩父市におきましては統合以前から繰り出し基準に基づき平成22年度から平成24年度の更新事業の実績を上回って実施する老朽管更新事業について、上積み分の4分の1の出資を受けておりました。また、秩父地域水道事業の統合に関する覚書第10条において、統合前の各市町がそれぞれの水道事業に対して負担している経費は、それぞれの負担の趣旨に応じて統合後もこれを継続するものとするとしております。この覚書を尊重し、秩父市から出資をいただくこととしたもので、平成28年度についてはこの老朽管更新事業にかわり、さらに有利である運営基盤強化事業に対し出資をいただいたものでございます。

次に、(3)、ミューズパークに配水池をつくり、西谷津に送ることを考えたのは誰で、どんなメリットがあると考えたのかとのご質問にお答え申し上げます。現計画では、既に秩父ミューズパーク内に配水池があり、拡大し、小鹿野町方面に送る計画となっております。この発端は、平成23年3月に埼玉県で策定いただいた広域的水道整備計画の中に共同浄水場を設置し、別所浄水場、小鹿野町浄水場、影森浄水場、姿見山浄水場、寺坂浄水場、山口浄水場、高篠浄水場、三沢浄水場、皆野浄水場エリアを賄う旨の記述があり、効率的な給配水計画が示されました。計画が策定されたころ、秩父圏域における水道事業の運営の見直しについて、ちちぶ定住自立圏形成協定において全ての構成市町の協定締結ができたことにより、圏域内の水道事業者が一堂に会して話し合う場ができ

たこともあり、県の広域化整備計画をベースとして、今後の経営の問題点や広域化のあり方等について研究を開始いたしました。その後、ちちぶ定住自立圏推進委員会のもとに秩父地域水道広域化委員会を設置し、県や企業局職員も交え、本格的な水道広域化への検討がなされました。検討の中では、共同浄水場の高額な建設工事費も課題となっておりました。その後、平成26年4月に秩父地域水道広域化準備室が発足し、事務担当者による専門部会や上部組織である広域化委員会により、課題解決のための検討がなされてきました。この中で、現計画にお示ししてあるように、既に秩父市の一部に配水されている配水池の更新にあわせ、その容量を大きくすることのほうが安価で現実的であることから、基本計画に示されたものでございます。メリットにつきましては、大きく2つございます。まず1点目は、小鹿野浄水場及び関係施設の更新と秩父ミュージアムパーク内の配水池の拡大を比較すると、後者のほうが建設費が安価である。2点目は、維持管理面ですが、こちらは1点目と異なり、永続的に影響を受けるものです。浄水場及び関連施設と配水池及び関連施設を比較すると、後者のほうが容易であることから、より浄水場及び関連施設を廃止することが望まれます。

次に、(4)、指定給水装置工事事業者登録に関する提出書類の経緯でございます。平成28年4月1日に事業統合に際し、新団体へ引き継ぐため、平成28年1月8日付で1市4町の事業者へ指定給水装置工事事業者の登録についての通知をいたしました。新団体となる場合の指定給水装置工事事業者の登録は、どのように扱うかを定めた法令はなく、水道事業体の裁量に委ねられております。このことにより、旧4水道事業体がそれぞれ交付しておりました指定工事事業者証にかわり、新団体となる秩父広域市町村圏組合水道事業としての新規登録をお願いしたもので、その際の登録料は免除とし、指定給水装置工事事業者指定申請書等の書類を求めたものでございます。配付いたしました提出書類の記載の中に、配水ポリエチレン管融着接合講習会等の受講者名簿の提出も併せて求めておりました。この書類は、登録通知と同封した講習会の開催予定通知に関連する記載でありまして、一部の方に登録に必要な書類であると誤解を招きましたことについては反省するところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 15番、岩田議員のご質問のうち、組合におけるごみ処理施設建設工事入札談合事件後に談合等の防止策はとられてきたのかとのご質問にお答えをいたします。

岩田議員もご承知のことと思いますが、平成6年7月に入札執行した秩父広域市町村圏組合ごみ処理施設建設工事で、当組合の工事を受注した日立造船株式会社を初めとする大手プラントメーカー5社が、平成6年4月から平成10年9月までに入札を行ったごみ処理施設建設工事87件のうち、5社が受注した66件中、60件につきまして、公正取引委員会が談合を認定し、平成11年8月3日に5社に対して排除勧告を行ったことが、この談合事件の発端でございます。この問題は、組合議会

で取り上げられ、住民監査請求も出されましたが、組合としては強い態度で臨み公正取引委員会の審判の経緯を注視しながら平成21年6月に損害賠償請求訴訟を提起し、平成23年8月に解決金7億4,400万円で日立造船株式会社と和解をいたしました。

ご質問の焼却炉談合事件後の談合等防止策といたしましては、従前より行っておりました当該事業者への入札指名停止措置に加え、係争中の平成21年度に工事請負契約約款並びに業務委託契約約款に談合等の不正行為に対する損害賠償条項を追加する約款の一部改正を行いました。また、昨年水道事業が組合の共同処理事業に加わったことを契機に、建設工事等管理委員会を新たに設置し、入札参加資格審査に関する事、入札参加業者の選定等に関する事、有資格業者の入札参加停止及び入札参加除外に関する事などについて審査、調査をするとともに、組合が発注する建設工事等全般にわたり、必要な事項を管理しております。さらには、談合等の特化した事項を審議するための公正入札調査委員会も併せて設置できるよう、規定の整備もしております。なお、事業者に対しましては、指名通知等の中に談合に抵触する行為の禁止を明記するなどして、談合の防止に努めておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 15番、岩田議員の3、災害についての質問にお答えします。

ドローンの活用については、民間企業での測量や調査、撮影、報道機関で災害現場の映像撮影などに活用されています。当本部でも、平成28年10月にドローンの寄贈を受け、実用化に向けた訓練を重ねてきました。本年4月には、操縦員6名と機体を国土交通省航空局へ登録申請し、飛行に関する認可を受けました。また、新たに操縦員候補者8名を指名し、基本的な飛行訓練のほか水難事故での活用を見据えて実際に荒川での上空偵察映像伝送、救助用浮き輪の搬送訓練等を実施しました。ドローンを飛行させるためには、航空法により飛行空域や飛行方法に制限があることから、国土交通省航空局の標準飛行マニュアルをもとに、秩父消防本部消防活動用無人航空機運用要領を策定し、平成29年8月から試行的に運用を開始し、10月から本格運用を始めたところでございます。

現在までの出動実績につきましては、落雷により高さ約30メートルの立木の上部が焼損した火災で、調査のため上空から焼損状況の撮影を行っております。ドローンの活用については、上空からの映像撮影による自然災害等の発生が予想される危険箇所の調査、災害現場における被災状況の把握、消防活動のための情報収集、山岳事故や水難事故における要救助者の検索や救助用具の搬送等、有効活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、水道についての（１）ですが、当初の予定は333億円、補助金が昨年度は35%で、今年が26%、減ったということになると、これを10年間でどうに当初予定に近づけるのか。そして、333億円というのは補助金の対象になるものだけなのか、それともほかのものを含んでの予定だったのか、この辺がよくわからない。それと、もう一つが先日の全員協議会で県や国へ要望するというのがあったと思うのですが、今まで要望についてはしなかったのかどうか、またする予定があるなら、これからどうにしていけるのかを伺いたいと思います。

（２）についてですが、秩父市が出したのは覚書に基づいてということですが、これ確かにそのものだけ考えると、もっともらしいと思います。ただ、水道のような事業は独立採算が本来のはずなのです。一般会計から出すのであれば、どこの市町村も統合しなくたってやっていけるかもしれない。それ出さないから、一般会計から出さないでやるからこそ、統合して有利な補助金もらったりしてやろうという趣旨だったと思うのですが、この補助金について統合前から、28年度から出したということは、市がそれだけ出していたということなのではあるのですが、非常に私は独立採算ということと比較したときに不思議なのです。それで、先ほど4分の1の補助が今度は2分の1になったという答弁があったと思うのですが、これは確かにこのものを見れば確かに4分の1より2分の1のほうがいいことは理解します。あくまでも物事には原理原則、よく神田議員が言ったのですが、原理原則があるはずなのです。その原理原則はあくまで独立採算ということをどう考えていて、この先ほどの補助金であり出資債とか、そういう問題を含めてなのではあるのですが、本来、どう考えているのかを、ここで伺いたいのではあるのですが。

次に、（３）ですが、県の策定によってということですが、県の策定のどこをとったかが私聞きたいので、後でその策定から抽出、出したところの書類等を出していただきたいと思います。そして、先ほどの話によると、県の策定があって、それに基づいたというのはいいのですが、ある意味ではうのみにして、そのままやったという、秩父地域での水道の統合の検討していないというふうにも、そうするととれます。そもそも私が平成21年町会議員にお世話になった翌年、22年に県の職員が小鹿野町の議員の控え室で説明をされたときには、長尾根に浄水場をつくると、浄水場や配水池をつくるというのは私は聞きました。そこで私質問したのは1つですが、要するにポンプ使うか使わないか。そのときは自然の落差で来るという表現を私は説明受けたのです。それならばいい方法の一つであるとは思ってはいました。このことで単なるうのみにしたのかということも確認したいと思います。

それと、メリットとしては安いと言うけれども、この金額というのは先日テレビだったと思うのですが、25億と31億ぐらいかな、25億が長尾根の配水池つくっての工事で、浄水場を直した場合が31億とかという報道がされましたけれども、たしか私の記憶だと27億ぐらいの数字があったと思うのです、ミュージックパークの関係。どこまでいうのが難しいですが、ただそういう数字があったというふうに記憶しています。例えば27億にした場合は、三、四億なのです。こういう工事というの

は数%やそこら、工事金額が多くなれば何十億という工事になる。ちょっとした数字のマジックというか積算の仕方が変わってくると思うのです。例えば3万とか5万の工事をしたことあるのですけれども、スロープ、コンクリでつくってくれということで、障害者の関係のでやったのですけれども、3万とかだと1割いただいても幾らでもないのです、経費としても。でも、これだけの金額になれば、経費もそうだし、削減できるはずなのです。自分が建築やっていて、そう思います。ですから、単に比較して安い、これにはもしもの災害のときにミューズパークまでポンプで上げる、しかも2段だそうです。2段で上げるそうですけれども、2段で上げるということは先ほどの落雷の話がありました、消防長から。実際今年の8月に小鹿野の倉尾地区で長久保に送る山を越えるポンプが落雷で壊れて、修理したという話聞いていますけれども、これ単なる1個、そのときならいいのです。先の東北の震災のように、本当に大きい、広い地域が被災したときには、それを直す人が来られるかどうかという問題、一般的にそれだけ問いかけると予備のポンプがあると言うでしょう。確かに予備を使うのでしょうか。でも、予備だって東北の震災のようになったとき、例えば原発の問題もそうでしょう。予備電源壊れて問題になったわけですから。しかも秩父は山の中で、周りから来るのはほとんど寄居方面なり飯能方面からしか物資は運ばません。ポンプをどうやって運ぶか、その間1カ月なり断水ということもあり得ます。これは大変なことではないのかと思うのですけれども、こういう対策ってどう考えているのか、この(3)では伺いたいと思います。

それと、(4)ですけれども、これは法律の趣旨に反しています。先ほど言ったように、融着工事をするためには講習の修了証出させてもらったという話ですけれども、そもそも論からいけば、その講習をしたり出させようとする事自体が法律の趣旨に反します。法律は25条の2では、指定の申請というのがありますが、これは申請する側に義務づけたものです。書いてあるのが氏名または名称及び住所並びに云々とあって、法人の場合ですが、あと名称及び所在地並びに云々と書いてあります。それと、給水装置工事主任技術者の氏名、あと給水装置を行うための機械器具の名称、性能及び数、その他厚生労働省令で定める事項というのがあります。これは申請者側に義務づけたものだと思います。しかも、提出しなければならない。普通は氏名とか、要するに住所、氏名、会社の名前、それと給水工事主任者の氏名を書くのは普通なのです、これは当然。あとの機械器具も、場合によっては出さなくてはいけないということは当然だと思うのです、何も無いのに工事はできないということですから。ただ、次に指定の基準というのがあるのです。この基準のほうに反しているということを私は申し上げています。25条の3、水道事業者は第16条の2第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならないとある。ここに先ほど融着の講習の受講証を出させるということは、この法律に反する。意に反する、法の趣旨に反するというを言っている。指定しなければならない。

それで、水道局のものがここにあるのですけれども、これによると1が指定給水装置工事業者指定申請書、これは先ほど言ったように当然だと思うのです、申請書は。あと誓約書、3番目が給水

装置工事主任技術者選任、解任届出書、この3つは根拠規定がちゃんとやっぱりここに書いてあるのです。だから、これは当然なのです。ところが、給水装置工事主任技術者免状の写し、これまでは求めていないのです。一般的には建築士なんかでも建築士免許とかよく言われますけれども、この辺はコピーだけだから大したことはないと思います。あと指定工事事業者は、主任技術者を選任したときは雇用を確認できる資料の写しとかあります。これも根拠法令ありません。次に、6番の機械器具ですが、これは水道法にあって、いろんな管の切断用とか水圧ポンプとかって書いてあります。これも当然必要かと思います。あとは申請、法人の場合は、これは割愛させていただきますが、個人の場合は住民票の写し、これも水道法施行規則にあります。

ところが、問題なのは9の融着接合講習会等の受講者名簿を出せと、こういうことをやってはいけないというのが私は法の趣旨だと、根本にこういうもの出させたりさせることがいけないのだということ、なぜかと、私はこの法律読んだだけでは理解はするけれども、自信がなかったです。ところが、去年の1月ごろです。日本水道協会の講習会を受けたと、無料なものですから浦和まで行って受けてきました。そのときに講師の人が言ったのが、この法律はそういうことで求めていること自体がいけないということの説明ありました。法的に根拠のないものを求めてはいけないのだからということで、ここに定めてあるということ講師が言ったのです。そこが私は非常に頭に残っていて、その3月にそういうのが出てきたのです。出せという、その融着というのを私も勉強のために講習を受けました。2時間かそこらで8,000円ですよ、8,000円。それで、内容としたら融着の実地もやりましたし、でも機械を買えば、機械を売った業者がきちんと説明なり、使い方は教えてくれるのです。何も講習修了しなくたってできるのです。そういうことを、この法律はさせてはいけないということに私は理解しています。それをさせて、しかもそれを出せと言ったわけです。場所も水道局でやったのです。あのときは水道部だったかな、去年の春だったから。そういうことは、この法の趣旨に反するのです。しかも執行部の皆さんは全員憲法を遵守します。守りますという宣誓をしてから公務員の職についたはずです。憲法を守るということは、当然こういう法律、水道法もそうですが、守るとするのが原則なはずなのです。

なぜ国が水道の試験、給水装置という名前ですけれども、この主任者の試験の制度をつくったか、市町村でやっていた試験らしいのですけれども、まとめてやったということは最低限の能力があればいいですよというのが、こういう免許とか許可みたいなものの法律だと思います。ですから、融着はできるとか、できないなんていうのは国の考えとしてはないはずなのです。もうできるものだという解釈をしていると思います。しかも、これは私としては問題ですと申し上げたので、これに対する今後の対応策、誰も過去には戻れません。私も過去に戻りたいという気持ちもないしするけれども、こういう問題を知った後どういうふうに対応するかが最大の問題だと思いますので、これについてどういうふうな考え方と対応をするのか伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 答弁を求めます。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 岩田議員の再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、(1)の当初の予定事業にどう近づけるかということですが、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、現段階では計画上の差金及び事業の見直し等によりまして、また不足分については自己財源ということで、計画どおりに進めていくというふうに考えております。

また、2点目の補助金の額333億につきましては、この額につきましては、補助対象分ということでご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、3点目の今まで広域組合から要望活動を行っていたかというご質問でございますが、初年度ということもございまして、統合初年度につきましては職員が県に赴きましてお願いをしたり、さらに国は県を通じて広域化したところについては重点配分をお願いしたいというようなことで、口頭では再三お願いをしております。先般の全員協議会でもお願いをさせていただきましたが、今後はやはり理事の皆様並びに議会の皆様にも、必要に応じて要望活動をお願いしたいという趣旨でご案内を申し上げます。これにつきましては今後の計画では新年度予算の固まるころにまた改めてお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

2点目の(2)、水道の繰り出し基準についてでございますが、この繰り出し基準につきましては、国の繰り出し基準の制度がございますので、この制度にのっとっているということで、独立採算という公営企業概念は当然であろうかと思いますが、水道局としてもいただけるものはいただいて、ひいては水道料金の高騰を抑制する方向で考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目のどのような計画を練ったかと申しますと、埼玉県が平成23年3月の策定しました広域的水道整備計画の中でございます。これをもとに先ほどもご答弁申し上げますが、平成26年4月に秩父地域水道広域化準備室が発足したことによりまして、事務担当者専門部会、それから広域化委員会ということで進めてまいりまして、最終的には平成27年の3月31日の第25回ちちぶ定住自立圏推進委員会で決定をしていただいております。それから、この件につきましては、あくまでも水道局としてのみではありません。その当時もいろいろ検討した中で進めてまいりましたので、ご理解をいただきたいと存じます。それから、金額の関係でございますが、ミューズパークの配水池に関しましては、仮に単独で建設を整備しますと、小鹿野町については約40億円、それから秩父市分が10億円の合わせて50億円ほどかかるというふうに試算しております。その中で、全体で広域化すれば32億円程度で済むということで、ここでも18億円の経費節減できるということで、広域化を進めてきたということでございます。

それから、(4)の指定給水工事事業者の関係でございますが、こちらの先ほどご質問いただきました9番のことにつきましては、先ほどもご答弁の中で申し上げますが、一部の方に登録が必

要な書類ということで誤解を招いたということにつきましては、反省しております。なお、この出していただいたという経緯でございますが、議員さんご承知のように配水ポリエチレン管の融着接合講習会、こちらにつきましては新たに水道局として立ち上げたときに、これから進めていくというものでございまして、やはり事業者さんの中からもこういった講習をやっていただきたいというご要望があったものですから進めたという経緯がございます。この提出書類がないと指定はしないということでございませぬので、そういったことをご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） では、最後の質問をさせていただきますが、（1）のところですけども、先ほど言った要望についてはこれからだということですが、口頭でやってきたので仕方ないといえは仕方ないのかもしれませんが、できれば早目にすべきだったというふうに私は感じています。たしか小鹿野のほうの答弁では、しているというふうに福島町長は答弁した記憶があるのです。ですから、国会議員の秘書にこういう要望書出ましたかと聞いたのですけれども、聞いていませんと言われたのです。はっきり言って要望書つくってお願いするだけだから、えらい問題はなくて議論のすれ違いも恐らくないと思います。そういうものをどんどん、どんどんと早目に出すということが大事だと思います。ぜひ早目にやるようにしたいので、今後の抱負をもう一度、どういうところに出すのか、要望ですが、それをひとつ伺いたいと思います。

それと、もう一つ最初のが自己財源で補助金が減った分のを賄うということですけども、これも当然大事なことだと思います。これはその中でもまだ削減できるものは削減する努力もしてほしい、すべきだと考えています。これについてももう一度考えて、答弁をお願いします。

それと、（2）についてですが、私としては、独立採算というのをよく考えるべきだと、水道局から見れば1市4町から金が来れば確かに楽です。楽なのだけども、一般企業も大変なのです、普通は。経営するということは。水道局もその辺をしっかりと経営というものを独立採算でやるという基本理念を忘れずにすべきだと思うのです。出資債は、そうするとこれから秩父市に限らず、まだあと8年か10年として、あと8回ぐらい各1市4町から出してもらおうということで考えているのかなと、もしこれがそうであるかどうか答弁がいただきたいところですけども、お願いします。

それと、（3）についてですが、県は浄水場をつくってという先ほど言ったように概念だったのです、長尾根に。浄水場をつくる点と当然配水池と取水、どこで取水するかと、これは先ほど言ったポンプ使うか使わないかというのは非常に大事な問題だと思うのです。単なる配管だけなら、地元の業者はみんな総動員しても直せるかもしれない。ポンプだけは専門知識がなくてはいけぬし、小さい私たちが持っている水中ポンプでも直径20センチの30センチぐらいのあります。そういうのなら地元の電気屋さんでも直せるかもしれない。でも、大きいものになると多分難しいと思います。

まず難しい。それが10日なり20日おくれた場合、小鹿野の人たちはどうするのですか。先ほど西谷津の話しましたがけれども、山の奥のほうはあるのです、確かに。今度の計画は小鹿野の町なかと両神入っても一番下流域、三田川も入るけれども下流域、八幡様の手前の橋の手前まで、両神は堤医院の手前までだそう。一番人口の多いところ、それがもし断水がしたらどうするのですかと聞きたい。きょう私は自分の家で毎日飲んでいる水道といっても消毒の一滴も入っていない、5軒でつくった山からとっている水持ってきました。私たちは、これ水道なくてもくみに行けばできるので。うちから奥の場合は、多分そういうところが多いと思いますし、倉尾にも結構そういうところがあるはず。特に毘沙門水という有名な水があるし、逆に三田川だったら表の毘沙門水、奥のほう行ってもあります。それはいいのです。問題なのは一番大事な町なかのことを考えてほしいということなのです。これについては、本当に災害のときどうするかを伺いたいのです。

(4)では、登録関係のやつがどうも先ほどの答弁聞いていると法とは何であるかと言うことを特に理解していないような気がする。私たちの地位も町長、市長の皆さんもみんな法律に基づいて、裏づけされて地位というか立場があるはずなのです。今の日本みんな新しい憲法に基づく法律のもとに成り立っている。その法律をないがしろにはいけないはず。最初の答弁で誤解を招いた、誤解ではないのです、これはあくまでも、誤解ではないです。だって、法律に書いてあるのだから、こういうものを出させてはいけないということなのですから、趣旨が。だから、誤解ではないということをもう一度水道局長には頭に入れていただいて答弁してもらいたいのですが、いかがですか。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 岩田議員の再々質問でございますが、(1)の要望に関しまして、どこに提出するかということでございますが、要望先、それから要望の方法等につきましては詳細はまだ未定でございます。例年ですと、年明け1月中下旬に平成30年度の補助要望の申請を行いますので、このころに併せてお願いをさせていただければと考えております。

(2)の経営理念につきましては、我々も当然水道事業体で経営が成り立てばいいのですが、やはり今後の更新工事、それから料金改定を踏まえますと、国の基準に基づきまして今後お願いしていくという考えでございます。

それから、(3)、浄水場につきましては、県の計画では別所浄水場と同場所の取水と聞いております。先ほどご心配いただきました災害につきましても、ポンプそれから管路につきましても、特にポンプにつきましてはバックアップ体制、1基ではなくて2基、3基で対応しています。これはどこの取水も同じですが、やはり1基では故障することも当然考えられますので、もし故障した場合にはバックアップを使い、さらに早急に工事をして修繕をする体制を整えております。また配水池につきましても1日、2日ではなく、多少なりと節水しながらお使いいただける水量を確保しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、(4)の指定給水工事の関係でございますが、こちらとすると確認のためにいただいたということで、先般の国会で水道法の改正案が提出され、残念ながら廃案となりましたが、その中にもやはりこの指定給水工事事業者につきましては、いわゆるペーパーカンパニー的な存在を国においても承知しております。こういった中で改正案にも含まれているものと考えております。今後は、やはり住民の方に直結する給配水管の整備につきましては、ある程度きちんとした業者さんに我々も自信を持ってご紹介して直していただくというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） それでは、これについての再質問をさせていただきますが、幾らか契約を直したとかというような話もされましたけれども、この焼却炉の場合は非常に難しい入札だということは私自身も理解をします。全国で数社とかということですから、難しいのはわかるのですけれども、その後例えば落札率とかどうなったのか、あるいは難しいかも知れないが、設計の根拠と業者が出す見積もりか何か出るはずなのです。あるいは出させてみることはできるはずなのです。それ比較してみるとか、そういうことによってどこか問題点が出てくるのではないかというふうに思います。そういうことをこれからすべきだと思えるところなのですけれども、どうなのですか。これは当然水道が今度多いわけですけれども、限らずに次の消防の関係のシステム、こんどが97%ぐらいだったかな、落札率が。こういうのも小鹿野のある元県職の議員に言わせると、県は95%を超えると談合を疑えということだそうです。最近すごく落札率の高いのが多いのです。低過ぎて粗末な工事でも確かに困るのです。この兼ね合いは難しいのですけれども、この辺の発注方法についてはよく検討して、少しでもそれを防止する気持ちを持っていただかないと、これは防止できないと思います。今度消防でも5社か何かで、3社だか辞退したというのがありました。そういうことも起きるのですけれども、なぜまた逆に辞退をしたのか、それが向こうがたしか指名入れてくださいと出してあるのではないかと思うのですけれども、それを何で辞退するのか、その辺もよく聞き取りなり調査するなりして今後のためには生かしてもらいたいと思うのですけれども、これについてどう今後していくのか伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

(富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇)

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 ただいまの岩田議員のご質問でございますけれども、現在の入札において内訳等の確認とかというような趣旨のご質問もあったかと思いますが、その点についてお話をさせていただければと思います。入札書と併せて内訳書のほうも提出をするような形での書類をいただいているものもございますので、そういったことでは防止策の一つと捉えていただけるかというふうに思います。それから、その聞き取りですとか、そういったところに関しては、これ当然のこと、そういった情報があれば、該当する業者にその状況を聞いて対応すると。事実先ほ

ど事務局長の答弁の中で申し上げました平成11年のときにも入札に参加した会社のほうから全て聞き取りを行っておりました。そういったことで、今後も同じような形で事案が発生したときには聞き取り等、行わせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 次、災害についてのほうですけれども、ドローンの活用は非常にいいと思っています。なぜ初めてこの広域になったのにドローンのことなのか、まだ余り始めたばかりのにといい考えもあるでしょうけれども、逆に今だからこそ確認すべきことは確認して、今後どうにドローンを活用するかということ消防のほうと私たちも知恵を出し合いながら、いい方向ができればいいのかなということで質問させていただいているところですが、10月から始めたようではありますが、今ドローンの活用方法としては当然先ほど答弁にあった災害、火災なりの場合の上空からの写真なりということですね。あるいは、いいのは山林火災の場合に人間がなかなか入っていけないから、非常にいいのかなと思うのです。前回アスクリだったかな、三芳のほうの、ああいう大きい事故なんかのも非常に有効かなと思います。人間がやっぱりさっと行けないところの全体を把握するという事は非常に大事なのです。ですから、このドローンを活用したということは非常にいいことだと私は思っています。ただ、これからいかにこれをよりよい形で利用できるかが問題かなと思いますけれども、1つが前言った撮影でしょう。そして、1つが場合によっては山火事でもどこか孤立したところに食料を送る場合、ほかの災害もそうですけれども、そういうことも活用できる。山の遭難者をいち早く探す場合に、探すのをたまたま人形を遭難者と見立てたのをテレビでやっていました、ドローンで。いろんな人たちが駆使して、暗視センサーだとか、あるいは熱感知、そのようなものを使って調べるとかというのもやっていましたが、非常にこれからその辺の分野が進展、発達してくると思います。そういうものをなるべく、いち早く活用したほうがいいのかなとは思っています。そういうことの活用方法もどうにこれから検討していくのか、もしその辺についての活用の方法あればなのですけれども、伺いたいのですが。

それと、ドローンはまだまだほかにもあるかもしれない。先ほど言った火事の場合、撮影とか今言った遭難者、ものを運ぶ、極端なことという山なんかで取り残された、前の大雪のときに、1人か2人の場合、人間を運ぶようなドローンができるのではないかと今言われていますから、そういうことも検討課題に入ってくると思うのですけれども、この辺について伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 ただいま岩田議員の再質問にあつたとおり、ドローンの活用については先ほど答弁で申しましたけれども、自然災害等の発生が予測される危険箇所の調査、災害現場における被災状況の把握、消防活動のための情報収集あるいは山岳事故や水難救助での要救助者の検索や救助等の

搬送を有効に活用したいということで、現在検討していますけれども、ご指摘のとおり、山林火災等、人のなかなか近づけない場所を的確に、早期に情報把握できるということで消防本部としても活用を考えております。また、訓練等始まったばかりで、暗視装置等の導入については今後の訓練の状況を見まして、技量が発達した段階で導入を考えたいと思います。また、先ほど物資の関係ありましたけれども、法的規制がありまして、一定限度以上のものについては運べないものですから、法的規制の範囲内で対応できるものについては対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） ぜひ消防長が言ったように、今後のことですから、ぜひ広い視野でやっていただきたいと思います。これで一応終了したいと思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員の一般質問を終わります。

次に、5番、斎藤捷栄議員。

（5番 斎藤捷栄議員登壇）

5番（斎藤捷栄議員） こんにちは。5番、日本共産党の斎藤捷栄であります。本日私は水道事業について、特に配水管及び給水管の漏水対策に特化して質問を行います。本日の質問も、市民生活の安心安全を目指してという私の議員としての基本理念に基づいて行うものであることを一言申し上げて、質問に入ります。質問は3項目にわたります。

まず第1の項目は、直近の有収率及び漏水の発生状況についてであります。改めて述べるまでもなく、旧秩父市の水道は老朽化による漏水が非常に多く、一時期有収率は約70%とも言われておりました。そうした状況下での水道料金の値上げは、2014年市議選での大きな問題、争点ともなりこの状況を何としても改善しなければならないということと並行して、水道の広域統合が模索をされたという経緯がございます。1年半前に統合をされたわけでありまして、1年半が経過した今日、各地で老朽水道管の布設替え工事が進められております。そうした中で、直近の有収率、つまり漏水状況はどうか、ということについてお伺いをすると同時に、質問は2つ伺ってきたいと思います。

まず1点目は、直近の漏水率そのものであります。これが先ほど申し上げましたように、70%という有収率の状況であったわけですが、どのように改善されているのか、伺いたいと思います。

2点目は、この漏水事故の発生状況について、配水管及び給水管それぞれの件数についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

2つ目の項目は、その修繕工事についてであります。その給水管あるいは配水管の修繕工事の状況についてお伺いをしたいわけでありまして、事故発生を捕捉してから、修繕工事の完了までの流

れがどうなっているのか、まずお伺いをしておきたいと思います。

3つ目の質問は、直営修理工事部門を設置できるかどうかということについてであります。直接その質問に入る前に、県内他の事業者における給配水管工事の対応状況について、わかる範囲内でお伺いをしておきたいと思います。2番目の1番目の質問で伺った流れと異なる状況下で、対応している事業者等があるのか、ないのか、わかる範囲内でお答えをいただきたいというふうに考えます。本題の質問です。給配水管にかかわる漏水工事については、当然のこととして事業主体者である広域組合水道局が、この責任において処理すべきものであります。また、ライフラインとしての配給水管の漏水事故は、施設の老朽化が進む当地方では365日、24時間、いつ何時発生するかわからない。しかも、その修繕はもう待たなしの対応が求められることは改めて言うまでもありません。したがって、水道事業主体者としての広域組合水道局は、本来直営の修繕工事部門を置いて対応すべきものと考えますが、そのことについての見解を伺いたいというふうに思います。

壇上での質問は以上です。再質問については自席で行わせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 5番、斎藤議員のご質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1の（1）、直近の漏水状況、有収率でございますが、統合初年度である平成28年度の年間有収率は78.3%でございます。次に、（2）、配水管及び給水管の漏水事故発生状況でございますが、平成28年度は水道局全体で871件の漏水修繕を実施しております。そのうち送配水管が79件、給水管が792件でございます。

続きまして、2の（1）、修繕工事における事故発生から修繕工事の完了までの流れでございますが、漏水箇所の発見、確認は通年の漏水調査や住民の方からの通報が主なものとなっております。情報把握した後は、原則では秩父広域管工事業協同組合へ修繕工事を依頼し、組合が修繕当番業者へ連絡し、修繕工事完了後に速やかに水道局に報告する流れとなっております。なお、各事務所につきましては、住民の方などの通報情報により事務所単位で修繕業者の手配を行っております。

次に、3の（1）、県内他の事業者における対応状況でございますが、埼玉県内の当組合を除く水道事業体におきましては、直営の修繕工事部門が設置してある水道事業体は55事業体中2事業体でございます。

続きまして、（2）、配給水管漏水修繕の直営修繕部門設置に対する見解でございますが、議員ご指摘のとおり、水道事故につきましては水道局の責任において処理すべきであるという考えにつきましては、安全に、安心して飲める水道水を供給するべき立場にあると思っておりますので、そのとおりであるというふうに考えております。業務時間内の漏水修繕工事につきましては、先ほどご答弁いたしました、秩父広域管工事業協同組合へ発注しております。また、業務時間外の漏水修

繕工事につきましては、水道工事事業者と待機業務委託契約を締結し、対応しており、直営による漏水修繕工事は実施をしておりません。漏水修繕工事を直営により職員が行うためには、配管工事や機械操作等の各種資格が必要となるほか、配管資材、工具類や各種建設機械等の購入、配備など、工事を行うための人材の確保や育成、機械設備等を整備する必要があるとございます。今後事業統合による職員数の削減を実施していく中で、他の多くの事業体と同様に職員による直営修繕工事部門の設置は難しいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） それぞれに答弁をいただきまして、ありがとうございました。順次再質問を行いたいと思います。

まず、有収率ですけれども、78.3%、短期間の間では比較的それなりに効果を上げてきているのかなというふうに思います。しかし、私びっくりしたのは、28年の漏水の事故件数です。これ871件、これがこの水道規模で多いのか少ないのかということについては私はよくわかりませんが、その内訳としては79件がいわゆる本管で、いわゆる配水管というふうに理解しているのかというふうに思います。792件が給水管、改めて確認をしておきますが、配水管というのは本管でありまして、給水管で、水道局が責任を持って工事をしなければならないというものについては、その配水管から個別の宅内のメーター器までの間ということになるのだろうというふうに思います。私は、それではメーターから先の管は何というのだろうということ聞いてみましたら、これ宅内配水管というのだそうですね。そういうことでありますので、区別をして改めて私も認識を新たにしたいところありますけれども、果たしてこの871件という工事発生件数が多いものなのか、少ないものなのかということについて、これは後の3つ目の質問の直営修理部門を置くのか置かないのかということとも関連してお伺いをしておきたいというふうに思います。78.3%という有収率に至った大きな主因、それから28年度871件という件数が他の同様の事業体と比べて多いのか少ないのか、このことについてお伺いしたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再質問の78.3%の有収率につきましては、先ほどご質問で、旧秩父市におきましては約70%というお話をさせていただきました。秩父市におきましては、平成28年度は75.6%と有収率は改善されております。この要因といたしましては、やはり水道料金の改定をさせていただきまして、ここ何年かで本管、それから配水管の部分の修繕が多くできたという、このことが大きな要因になったと考えております。また、全体で78.3%という数字になってしまいますが、こちらにつきましては事業規模がございまして、平均すると78.3%ということで、今後秩父市の大きな範囲の部分が改善されれば有収率は改善されるようになっていくと考えております。

また、他の事業体に比べて多いかとのこと質問につきましては、現在資料をお持ちしていませんので、改めてお調べしご報告させていただきたいと存じますが、昭和40年代の宅内の配水管につきましては、多くが既に40年、50年近くたっておりますので、当時はオイルショック等ありまして、その時期に布設された管につきましては粗悪なものが多く含まれていると聞いております。こういったことが漏水が多くなっているというふうに考えております。今後は、お客様には水道のメーター検針を通じまして漏水をいち早く発見し、また水道局では当然メーターまでの間は管理させていただきますが、宅内につきましては今後更新を進めていくということをお願いしたいというふうに考えております。また、この個人の宅内配管につきましてはあくまでも個人の分なので、水道局が勝手に工事を行うということもできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） ありがとうございます。有収率については、管内と秩父市とということでは別に出していただきました。全国的な平均を見ますと、やはり90%という数字はこれ動かせないようでありまして、そのところが採算ベースに乗るかどうかということについても大きなポイントになるのだろうというふうに思います。これを目指して引き続きご努力をいただきたいというふうに思います。

それから、871件の工事というのは、私は意外と多いなという、私としては主観ですけれども、そう思いました。これについても工事、続いての問題に出てきますけれども、いろいろとご努力をいただきたいというふうに思います。特に給水管についてが792件と非常に多いわけです。特に秩父の場合は住宅の状況からいって給水管が住宅密集地である都市部などに比べると総延長が長いだろうと私は思うのです、想像するに。したがって、やっぱりメーターまでの給水管の長さが長いから工事の発生も老朽化につれて多くなってくるのだろうというふうに思います。ヒアリングの段階でも聞きましたが、1カ所修理をすれば、また別のところが漏るというような、そういうふうな状況になる。一時にやっぱりそれをさっと変えるというふうな臨機応変の対応も必要なのではないかとこのように考えますので、あえてこれは答弁求めませんが、最後にこの問題について1つだけお願いをしておきたいとします。

先ほどのお話をしました宅内配水管、これどのくらいの耐用年数があるのだろうかということで、今回の質問にも係るので私も調査をしてみました。一般的に宅内配水管も大体30年と言われているようです。よくボイラー3回取りかえたら危ないって、こう言われる。ボイラーというのは大体10年なのです。そうすると、30年でやはり宅内配水管もかなりやっぱり漏水の可能性はある、危ないということになってくるのだろうと思います。私の自宅がちょうど今30年なのです。ですから、もうそろそろ何とか対策を考えないといけないなと思っているのですが、そこで、お願いなのですが、建てかえもなかなかできませんので、水道管が宅内配水管の耐用年数というのは30年くらいなので

すと、これをやはり点検をしたらいかがですかというふうな啓発をニュース等でも積極的に行っていただけるとありがたいなというふうに思います。それで、具体的にそれではそれをどうするのかということがあろうかと思いますが、もしそういうことがあったらお問い合わせをいただきたいというふうな内容でも啓発を行っていただけるとありがたいなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。この問題についてはこれで終わりにいたします。

2番目の修繕工事についてですが、事故発生を捕捉してからの修繕工事の完了までの流れについてということで伺いました。住民からの連絡が圧倒的に多いのだろうと、漏水の検査を道路上でしているのなども私も見かけますけれども、圧倒的に多いのだろうというふうに思います。こういう工事の連絡、住民からの漏水の状況がありますと、管工事協同組合に連絡をして、そこでその管工事協同組合から手配をしてもらって修繕をするのだというふうに伺いました。そこで、私も管工事協同組合というのはどういうものなのかということ、若干調査もしてみました。現在38社ですか、管工事協同組合に加盟している管工事業業者がいるようです。私少ないなと思ったのです。管工事の許可を持った業者というのは、どのくらいいるのだろうと、ポツと思っても200社は完全確実に超えているだろうというふうに思うのです。これはどうしてなのかというと、道路土木などをやる場合にも道路工事をしていて水道に、言ってみると言葉は適切ではないですが、引っかけてしまったと、そういったときにすぐ対応できるように許可を取っておくというふうなこともあろうかと思うのですけれども、それにしても38社ではちょっと少ないかな。この社で例えば871件の対応に当たるとなると、これ1件当たりの負荷はかなり大きなものに平均してもなってきますよね。ですから、それはその協同組合の問題として考えてもらわないといけないなというふうに思うわけでありませうけれども、次にこのことについてはそういうことで、ですから管工事協同組合と水道局とのそういう連携とか関係とか相関関係とか、そういう状況について具体的にどういうふうに日常連絡を取り合ったり提携をしているのかというふうなことについて伺っていききたいというふうに思います。私のほうとしては、広域管工事協同組合の構成についてはどうなのですかというふうなことは、私は私なりに組合さんのほうにはお話をしてお話をしてお話をしてお話をしたいというふうに思っていますが、その辺の連携についてご説明をいただきたい。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

秩父広域管工事協同組合、先ほどのお話のとおり38社でございます。やはり水道局から指定している業者さん、もう少しございますが、なかなか38社から増えないということで、組合とは頻繁に交流をして、今後の工事とかにつきましては協議を進めているところですが、そういった中でぜひともこの組合のほうにもう少し加盟をしていただきたい、させていただきたい、募集をしていただきたいという願いは再三しております。中には、組合としてもいろんな条件があるというふうに

は聞いておりますが、今後も引き続きお願いしてまいりたいと思っております。また、この組合とは、水道局では統合当初から災害協定を締結させていただきまして、先ほどの岩田議員のご質問にもありましたが、万が一災害に遭った場合、そういったときには優先的にライフラインでありますので、水道管の復旧については協力していただけるということで、こちらの協議につきましても事あるごとに協議を重ねまして、改めるべきところは改めるというふうに、最善の協定にしていくということと進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 私が伺って聞いたところでは、この月別に修繕の当番表などもつくって修繕に対応できるようにしているということなのです。ここに当番表もあるのですが。そうなるといつ365日、24時間いつ起きるかわからないという状況の中ですから、待機をしなければならない。ところがこの待機がなかなかできないという状況なのです。それは無理はないと思うのです。岩田さんがさっきお話ししましたが、私も建設関係の仕事をしていました。建設関係というのはやっぱり零細な企業が多くて、社長、代表者が主たる労働力の担い手なのです。ですから、社長が待機していたのでは現場の仕事が進まない。かといって従業員を待機させておくこともできない。そういうふうなところで大変その関係を聞いたのは協同組合と水道局の関係というのはどういうふうになっているのですかというのを聞いたのは、その辺のところは問題ではないかなというふうに思ってお伺いをしたわけです。ヒアリングの状況でも伺ってきましたけれども、3番目の質問にかかわってきますけれども、県内他の事業所における対応で、直営は先ほど伺いました。55事業体の中で直営の工事部門を持っているのは2事業主体だというふうに伺いましたが、直営でなくても比較的スムーズにこういった給配水管の修繕工事に当たっているという事業者というのはあるのだろうというふうに思います。その辺のところを若干わかる範囲内で調査をしておいていただけませんかということでヒアリングのときにもお願いをしておきました。その辺のところの答弁がいただけるとありがたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の3の（1）に関連した再質問になるかと思いますが、他の事業体2事業体というふうに先ほどご答弁申し上げましたが、この事業体の修繕直営工事の設置の内容でございますが、事業体名が越谷松伏水道企業団、こちらにつきましては現業職員5名が対応しております。この内容につきましては修繕に必要な機材を全て保有しておりまして、平日業務時間内に対応で、業務時間外の対応は業者でしているところでございます。もう一つが川越市の上下水道局でございますが、こちらにも現業職員9名、修繕に必要な資機材を全て保有しております。平日の業務時間内のみでの対応で、業務時間外は対応していないというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 今伺って、私ちょっとびっくりしたのは、直営工事部門を持っている2主体者も時間外はやっていないのですね。これでは私の求めるものにはならないというふうに私は考えます。やはり時間外を、繰り返し言いますけれども、365日、24時間これ待ったなしなのです。例えば先ほどからお話をしている管工事協同組合の要綱といいますか、その当番表を見ますと、修繕の工事に着手すぐできない、例えば夜間に対応できないというふうな場合には、現場を確認して危険性の有無を確認して、複数の連絡を抑制するため、つまり漏れているということで連絡は行っているのだけれども、そのまま放置していたのでは、また次から次へと見つけて人が連絡をすると、そういうことを防ぐためにもマーカーコーン等を設置して、あるいはこの工事については明日には着工する予定ですよというふうなことを表示するようにというふうなことをやっぱり指導もしているようなのです。ですから、せめて夜間で工事ができない、あるいは翌日になるというような場合には、そのくらいのことは当然のこととしていくのだろう、していかなければいけないのだろうというふうに思うのですが、これはやはりあくまでも先ほども言いました長いという関係があります、配水管が。ですから、そのところを今後はどうするかというのは別の問題としてまた考えていかなければいけない時点も来るかもしれません。どこまでは責任を持つけれども、どこからは責任の区分けをするというところをつくらなければならないというような状況も来るかもしれませんが、現状どれだけあっても、極端な場合だと50メートルぐらいあるようなものもあるというふうに聞いています。

そういうものであっても責任を持つのは水道局なのです。水道局は、責任を持つからにはやはりそういうものを直営でできるという体制というのは、私はどうしてもやっぱり必要なのだろうというふうに思います。直営であっても夜間はやりません、これはやっぱりおかしい。夜間も私が聞いたところでは、それを局長に伺いたかったのですが、工事組合で詰所を持って、夜間も待機をするというふうなことをやっている、これは水道主体者ではありませんが、組合としてそういうふうに対応しているというふうなところもあるようであります。ですから、そのところが、そういうものもあるのではないのでしょうかということ、わかる範囲内で調査をしていただけますかということをお願いをしておいたのですが、これについては具体的な答弁はありませんでした。私は、ですから主体者としての水道局がそれをやる。871件の件数があれば、当然やはりそれはやっても十分価値のあることだろうと、年間非常に数が少ないのに一定の機材を置いてやるというふうなことについては、なかなか難しいだろうけれども、これだけのことであれば、これは十分やれるのではないかというふうにも思いますので、その辺のところを改めて伺うのと同時に、これができないとなれば業者に委託をするしかない。しかし、業者に委託をするというときには、先ほどもお話をしたように、一定の待機の経費というものはきちっと保障してやると、そういうふうにしなれば365日、24時間いつでもそれに対応できるという事業主体者とは言えないのではないかというふう

にと思いますが、その辺のところについてお伺いしておきたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

直営の工事の考え方でございますが、さまざまな課題があるというふうに考えております。先ほども申し上げましたが、まず1つには技術を有する職員の確保と、やはり24時間を勤務するためには交代制の職員の配備だとか、そういった課題もございます。また、配管や機材等、各種の重機を動かす場合、資格の取得等も必要になってきております。もう一つは、局が全て工事を行ってしまうと、今お願いしている組合の方にも、仕事を、言葉は適切ではないかもしれませんが、仕事を切り上げてしまうようなことも考えられますので、そういった面を踏まえたと、やはり組合にお願いすることも必要ではないかというふうに考えております。ただ、その実施の時期、それから内容につきましてはここでできますとか、できませんとか申し上げられる立場にございませんので、また局内でも検討し、組合とも当然ご相談をさせていただきながら、進めていくことでご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

（「待機費用」と言う人あり）

高野明生水道局長 待機費用につきまして、現在では一部委託をしている業者さんにつきましては、待機費をお支払いしている部分もございます。これは本当の日当程度なので、今後24時間、夜間の場所を決めて、そこで待機するとなると、それなりの費用も発生してくると思いますので、現段階では電話で指示を受け、現場を確認していただく程度、これは今日中にどうしても直さなくてはならないものについては、職員に出動命令が出て対応するのですが、わずかな漏れであれば、このまま先ほど議員さんおっしゃったように、ここは現場を見て、すぐ修理をしますからというような表示をして次の日に直すというふうな対応をとっておりますので、夜間につきましてはそのような対応であります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） これで最後の質問にいたしますけれども、やはり安心安全を確保するためには直営であろうと業者委託であろうと、やはりそれなりのきちっとしたルールをつくっておくということが必要なのだらうと思います。特に直営にするメリットというのは私一つあると思うのです。それは何かというと、今水道技能者、それは管工事の専門家と浄水場を管理したり整備したりする専門家とは若干その内容違いますけれども、しかしそういう流れといいますか、水道の工事に関するいわゆるプロのプロパーとしての職員を育てるという意味でも私はその直営部門を置く意味は一つはあるのだらうというふうに思います。何でもかんでも民でできるものは民でというふうやって

きた結果が今日のように技能者が育たない、高齢化してしまうという結果につながってきているという反省にも立って、やはり現状なかなか難しいという答弁のようではありますが、ぜひこれひとつ真剣に考えていただいて、もちろん費用対効果の問題もありましょう、さまざまな見地から考えていただいて、前向きにお考えをいただきたいということを要望すると同時に、それで当面の間業者に依頼するのあれば、それなりのやはり待機に対する対価というものは、こういう時代ですからきちんとかつぱり考えていかなければいけないだろうということを申し上げて、質問を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時58分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、江田治雄議員。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） 1番、秩父市の江田治雄です。午前中に番が回ってくるかなと思ったのですが、午後一番になってしまいました。会場にいる皆さんが睡魔に襲われないよう、元気よくお世話になりたいと思います。

地球温暖化の影響でしょうか、今年の夏から秋にかけて台風の影響で秋雨前線が刺激されまして、今年もまた洪水の被害で多くの犠牲者が出てしまいました。心からお見舞い申し上げます。自然災害の少ないこの秩父地域、安心して暮らせることのありがたさをニュースを見るたびに痛感をいたします。

通告した水道事業について、今回は1点であります。けさの開会前に紹介されましたが、任期満了に伴う小鹿野町町長選が10月に執行されました。新人同士の一騎打ちの激戦を制し、見事に当選されました森町長に改めて心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

しかし、この10月4日の埼玉新聞朝刊トップに「水道広域化などが争点」の活字が踊っているではありませんか。本来なら争点にならざるを得ない水道問題が取り沙汰されていきました。昨年4月より既に始まった事業を、相手候補は公約の中に水道広域化を全面に見直して、小鹿野水道事業の存続を訴えていました。街頭演説では、町なかで水道配水管工事を勝手に進めているとも言うっており、管理者や前町長を名指しで批判をしていました。住民説明会をそれぞれの市町で開き、それぞれの議会で議論をし、賛成多数で可決し、平成28年4月からスタートした事業であります。外部の私から見れば大変不思議な光景でありました。過去にも秩父市の水道は非常に危険な水であるとの

発言もありました。飲み続けている市民も、水道水で健康を害したり病気になった人は一人もいません。チラシ作戦も大変過激であったようであります。きょう廊下できき水が開かれていました。皆さんもチャレンジしたと思いますが、多少の違いは私もわかりますが、どの水もおいしく、産地の判断まではとてもできませんでした。この危険な水、何を根拠に出た話かわかりませんが、私は大変大きな問題であると今でも思っております。

さらに、10月15日にTBSの番組で「噂の！東京マガジン」が放映されました。「秩父の名水の里に危機」というテーマで製作されていきました。多くの皆さんがこの番組、ごらんになったと思いますが、番組を見て驚きました。その内容は、広域化に反対する内容が多く、秩父の水はまずい、においやにごりがある。また、おいしい小鹿野町の水が飲めなくなる。水道料金が大幅に値上げされる。町を分断される等、反対して当然のようなものでありました。番組の構成上、反対のために有利な内容だと私は認識して見ておりました。最後は広域推進派の町長が誕生したとも結ばれたものの、当局担当者のインタビューもありましたが、事業そのものがマイナスイメージのようにもとれる部分しか放映されませんでした。これらの一連の報道について、当局はどのように対応され、どのように判断をしたのか伺います。この問題は、広域議員の一議員として、やはりこの議場でもって答弁聞いておいたほうがいいかなということで取り上げた次第であります。さらに、この水道問題をどのように捉えて、今後の展開を図っていくのか、確認の意味で伺いたいと思います。

壇上からは以上です。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 1番、江田議員の水道事業についての（1）、報道機関に対する水道局の対応についてお答え申し上げます。

昨年の統合広域化以来、秩父地域の水道事業に対しましては、新聞やテレビ、雑誌の取材を初め、厚生労働省や総務省、他の自治体からの講演依頼も数多くあり、国が推奨する水道事業の広域化の先進事例として、水道業界の新聞では特集が組まれるなど、業界内でも非常に注目を浴びているところでございます。今年度も数社の日刊紙に掲載されましたが、取材内容では出資金に加え小鹿野町浄水場の存続等についての取材が多いように感じます。取材方法としては、電話でのやりとりのみの場合や来庁いただき面談方式で行う場合もございます。特に数字が必要となる取材は、間違っ了解釈を避けるため、できる限りわかりやすくご説明をし、ご理解をいただくよう誠意をもってお答えをさせていただいております。しかし、まれに取材時に説明したものとニュアンスが違う報道となってしまうケースもございますが、記者の方々にはおおむねご理解をいただいた上で記事となっております。

一方、報道する側が主導であることは否めず、対立軸があり反対意見に同調している場合も見受

けられ、水道局の意図しない報道がされることもあります。具体的には、簡単なアンケートのみで直接取材がないまま掲載されたとか、積算したい項目のみ紹介し、これまで説明してきたものとは異なる内容となってしまっているなどといったケースがあり、水道局としても非常に歯がゆい思いをいたしました。また、水道水の水質について、あたかも危険であるような情報が流布されていると聞き及んでおりまして、水道局にも問い合わせがあり、議員お示しのとおり、水道だよりを通じて安全性を改めて広報したところですが、改めて申し上げますが、秩父の水道水は安全ですので、安心してご使用いただきたいと思います。

しかし、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化など、全国の多くの水道事業体が抱えている問題がクローズアップされたこと、出資金という一般会計から水道事業へ繰り出すことができる制度があること、持続可能な水道事業の構築の手段の一つが水道広域化あるいは施設の統廃合などであることが報道されたことは秩父地域の水道事業のみならず、全国の水道事業にプラスに働くと考えております。今後の事業の展開につきましては、基本構想・基本計画をもとに粛々と事業を進めてまいります。また、より効率的な方法や安価にできる方法を探究し、計画に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） 答弁をいただきました。ありがとうございました。

答弁の中にはありましたけれども、その秩父の水が非常にマイナスイメージで捉えられたというのは、本当に首都圏に近い秩父として、大きな私はマイナスだったとっております。自然豊かな秩父を観光客もふえておりますし、そういった中で水の問題、大きくクローズアップされたことは、私は本当残念でなりません。取材に対して意図が違った形の中で報道された。それと先ほど話をしましたが、極めて危険な水だというようなことについては、今後は放置するのではなくて、やはり当局として毅然な態度で、やっぱり何が例えば危険な水の根拠なのかということ発信者をやはり突きとめて、きちっとやっぱりこれは対処すべき必要が私はあると思います。やはりライフラインで飲み水のことですから、そういったことを本当言われたままに事が推移していくこと自体、私はゆゆしき問題であると思っております。今後はぜひともそういったこと自体があったときに突きとめてそれなりの措置をきちっとすべきだと思っております。

番組、報道についても、その趣旨が違うものについては、きちとした形の中でクレームを申し上げるといようなやはり態度も必要なのではないかなと思っております。この問題はもうそんなに再燃して大きな問題になることはないのだと思うのですけれども、今後は当局のほうも対応なさっているわけですから、そこをきちっとやはり訴えていくという態度でお願いをしたいと思います。1点、答弁は結構です。よろしく申し上げます。

けさ冒頭に森理事もご挨拶をいただきましたけれども、本当に長いこの広域行政に携わってこら

れた形の中で、今度は立場が変わって理事として広域行政担っていただくわけですが、そのことについて森新理事に、広域事業全体について結構ですので、所信を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 森町長。

（森 真太郎理事登壇）

森 真太郎理事 江田議員のご質問にお答え申し上げます。

私も、お話にございましたTBSの番組、これも拝見をいたしましたけれども、この番組がもし小鹿野町長選挙の前にでも放映されていたら、かなり大きな影響があったかなというふうには思っているところでございます。番組の作り方も先ほどお話ございましたように、この小鹿野町、花と歌舞伎と名水のまちということで、それキャッチフレーズにしてやっているわけでございますけれども、その名水を放棄して秩父市から水道水を送水してもらうというのは、非常に不自然ではないかというような論調で番組もつくられていたような気がいたします。私思うには、小鹿野町で名水というのは、これはご案内かと思うのですけれども、小鹿野の倉尾地区にあります平成の名水百選に登録されております毘沙門水を指しているのではないかと私は理解しておりますし、当時のキャッチフレーズをつくられた町長さんにも多分そういう意味でつくられたのかなというふうには思っているところでございます。何かその名水を、いかにも小鹿野町が放棄してしまうような、そういう誤解を与えるようなイメージ操作がなされた番組であったということで、私にとっては非常に残念な番組であったかなというふうに理解しているところでございます。

そういった中で、先ほども話出ましたように、秩父市の別所浄水場でつくられた水道水も、小鹿野町の浄水場でつくられた水道水も同じ基準でつくられた安心安全な水道水であるということは私も十分理解しておりますし、その辺は町民の皆さんにも今後訴えてまいりたいというふうに思っているところでございます。先ほどもこのロビーのほうで水道水の試飲もさせていただきましたけれども、残念ながら私も小鹿野浄水場の水がわからなかったのです。それだけ差異がない、味についても差異がないわけなのです。別所の浄水場の水も小鹿野浄水場の水も差異がなく、味についてはほとんど差異がないということは、多分皆さんも試飲をされてわかったかなというふうに思っております。そういった中で、この水道事業はもう既に1市4町の議会で一昨年に議決をされて、昨年4月からスタートしているわけでございまして、そういう点でも既定路線で、今事業がもう着々と推進されている事業でございます。私も、小鹿野町長選挙ではそのことをしっかり水道の広域化事業の推進についてはしっかり推進していくのだという立場を明確にいたしまして、訴えてまいりまして当選もさせていただいておりますので、そういった面で町民の方にもある程度理解は進んでいるのではないかなというふうに理解をしておりますし、今後も1市4町が足並みをしっかりそろえて、この広域水道計画、しっかり推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そして、広域行政全般のことでもございますけれども、これについては釈迦に説法でございますけ

れども、いろんな常備消防初めごみの収集処理、そういったシビルミニマムというのですか、地域住民のシビルミニマムをしっかりと守る大切な広域行政を推進していく母体でもございますので、今後ますますその重要性というのは高まっていくというふうに思っているわけでございます。私も一理事としまして1市3町の管理者、副管理者、理事と連携を強化いたしまして今後の広域行政をしっかり推進してまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） 森町長、しっかりした所信をお伺いいたしました。広域行政の発展のためにぜひご尽力をお願いをしたいと思います。

最後に、管理者にこのことについてお聞きしたいのですけれども、こういう問題が過去にあったということ、残ると思いますけれども、今後の事業展開についてどんな形の中で、久喜管理者にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（「休憩お願いします」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

議長（小櫃市郎議員） 再開いたします。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 江田議員さんから私にご質問いただいた内容についてお答えいたします。

確かに今回の町長選挙でいろいろな話が秩父市のほうにも入ってきており、議員さんもそれもお感じになられたというふうに思います。事実と違うことがまことしやかに流れている。選挙という一つの特異な環境であると、そのようなことがままたまあると思いますが、いずれにしても事実と違うことはやはりきちんと、それをたださなければいけないということで、すぐ私は指示をいたしました。10月1日号、これに秩父広域水道だよりということで、まず最初の言葉、秩父の水道水は安心安全です。最近水道局に直接、間接問わず水質の質問が多数寄せられています。これまでこのような事例はありませんでしたので、水道利用者の方、不安解消のために水質について特集をしましたという内容で、この内容等々は事実に基づいた内容であり、10月1日に全秩父地域の住民の方々に配布してございます。そういうことで、適切な対応ができた、したというふうに思いますし、また今後こういうふうな事案が発生する場合には、的確に即対応してまいります。とにかく誤解を

解消するということだというふうに思いますし、住民にとっては安心安全という最も基本的なことをお伝えするという、そういう使命を我々はもっていると思います。それを確実に行ってまいります。

それとともに、今回の町長選挙で森新町長さんが誕生されたということは、この水道広域化にとっては大きな力になるというふうに思います。私自身も彼と広域の事務局長という流れの中の、またさまざま事業をやった人間として、非常に信頼できる人間ですし、そういうことで今後町のほうの水道ということに対して、いろんなご努力をされるというふうに期待しております。それで、結果的には出資債の問題等々、そういったまた小鹿野町民の方々にも安心した、おいしい水を届けられるという、そういう方向に発展していくというふうに思いますし、さらには地区地域全体で水道の広域化という、地域が一丸となって、日本では本当に5本指に入るぐらい、もう完全なシステムですので、ですからそれが完遂できるのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、議員におかれましても、いろいろなこれからもご指導いただきたいというふうに思いますし、水道広域化というのはこれからさらに、さらに進んでいきますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 ただいま管理者から水道だよりについてはご紹介したとおりでございますが、先ほどの議員ご質問の中にありました報道等に対する対応につきましては、ご指摘のとおり危険な水というような表現がございまして、水道局とすると、日ごろ安心安全な水道水を供給している立場の者として非常に困惑しているところでございます。こういった中で、局でも手をこまねいていたわけではなく、所管の秩父警察署にもご相談を申し上げ、また弁護士の先生ともご相談をさせていただいたのですが、警察では告発をされれば動けるのですけれども、という相談結果でした。また、弁護士の先生におかれましては、その発信者、言い出した方を特定することに力を入れることよりも、むしろ利用者の方々に安心して安全なお水を供給しているので、安心してご利用いただきたいということを伝えることが優先ではないかということで、当然水道局でも発信者を特定することが目的ではなくて、あくまでも安心な水を供給していることを本旨にやっていますので、そちらに傾注、力を注いだということでご理解を賜りたいと存じます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。さきのことについては、当局としても手をこまねいていたわけではなく、それなりの動きをしていただいていたということはよくわかりました。先ほど管理者のほうからもありましたけれども、この水道事業、全国にやはり誇れる事業の一つだと思います。我々広域に携わる者としても、また皆さんと一緒にこの

事業を成功させるように努力していきたいと思えます。

終わりです。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（湯本則子会計管理者登壇）

湯本則子会計管理者 議案第11号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。平成28年度一般会計歳入歳出合計表でございます。歳入額は47億7,710万2,899円、歳出額は45億3,316万2,518円となり、歳入から歳出を差し引いた収支は2億4,394万381円で、平成29年度へ繰り越すものでございます。平成27年度と比較すると、歳入額は6億4,173万6,292円の増額、歳出額は12億819万5,806円の増額となっております。主な要因といたしましては、新火葬場建設事業に係る事業費の増額によるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。一般会計の決算事項別明細書の歳入に係る部分でございます。数字につきましては、収入済額でご説明を申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金でございますが、全額市町負担金で27億1,339万4,000円で、歳入決算額に占める割合は56.80%になります。この負担金につきましては、組合を構成する市町から、組合規約に定められました負担区分に従いまして、年3回に分けて納めていただいているものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。第6目特別負担金の普通交付税分4,237万3,000円でございますが、クリーンセンター建設に伴います起債償還額に対する普通交付税算入部分を、秩父市を

通じまして国に申請していただき、秩父市に入った地方交付税を特別負担金として納めていただいているものでございます。このほかには、ちちぶ定住自立圏構想に基づく特別負担金985万円でございます。

第2款使用料及び手数料は2億6,416万6,365円でございます。収入未済額383万1,668円につきましては、平成25年度分の滞納繰越金である持ち込みごみ料金の後払い契約業者が破産したことにより納入されなかったものが1件及び平成28年度分の有料指定ごみ袋販売委託指定店において可燃ごみ袋4件、不燃ごみ袋3件、事業系ごみ袋1件の納付が銀行間の処理手続上で滞納となってしまったものでございます。なお、この平成28年度分につきましては、全て平成29年6月1日の歳入となっております。

次の第3款国庫支出金、18ページ、19ページにございます第4款県支出金はゼロ円でございます。これは地域生活支援事業費補助金が、平成28年度から地方交付税で措置されることになり、補助金がなくなったものでございます。

第5款財産収入155万576円は、前年度と比較して152万6,014円の減額となっております。主な要因は、新火葬場建設事業の完成に伴う支払いのため、公共施設整備基金を取り崩したことにより基金利子が減少したためでございます。

第6款繰入金5億8,090万5,745円は、公共施設整備基金からの繰入金でございます。

第7款繰越金は2億4,211万7,395円でございます。

第8款諸収入は1億306万8,818円で、第2項雑入1億258万5,936円の主なものは、秩父環境衛生センターの有価物売却代3,536万4,124円、次の21ページにございます秩父クリーンセンター売電収入6,228万1,360円でございます。秩父クリーンセンターの平成28年度発電実績に関しましては、年間348日発電設備を運転し、1,012万6,590キロワットアワーを発電いたしました。このうち所内で使用した電力量を除いたものが売電収入となっております。

最後の第9款組合債は8億7,190万円で、新火葬場の建設に伴うものでございます。

歳入合計は、予算現額47億5,709万9,500円、調定額47億8,093万4,567円に対し、収入済額は47億7,710万2,899円となり、収入未済額は383万1,668円でございます。

続きまして、歳出に移ります。22ページ、23ページをお開きください。数字は支出済額で説明申し上げます。

第1款議会費は250万4,038円で、議員報酬及び定例会3回の開催経費及び先進地行政視察に係る調査旅費などが主なものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億904万6,516円でございます。このうち職員11名分の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で8,761万2,174円でございます。

24ページ、25ページをお開きください。第2項監査委員費の15万4,480円は、主に毎月の例月出

納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項福祉費、次のページに移りまして第1目介護認定審査会費は5,051万9,697円で、介護認定審査会業務に係る経費でございます。第1節報酬は1,340万6,000円で、審査会委員50名のうち公務員4名を除きました46人分の審査会、研修会の報酬でございます。給料、職員手当等、共済費は職員4名分の人件費で、合計で2,919万9,926円でございます。

第2目自立支援審査会費は1,136万3,232円で、審査会委員報酬及び職員1名分の人件費等でございます。

第4款衛生費、次ページの第1項保健衛生費、第1目結核予防費1,801万2,060円は、圏域住民など6,723人分の撮影業務委託料や読影業務委託料が主なものでございます。

第2目循環器検診費は705万8,178円で、圏域内市町の小中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

第3目救急医療施設費は5,498万1,040円でございます。第13節委託料は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。第19節負担金、補助及び交付金は、二次救急における病院群輪番制の秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院への運営助成としての補助金でございます。

第4目斎場費は17億8,419万4,993円でございます。このうち斎場建設事務担当職員3名分、斎場業務担当職員4名分、嘱託職員2名分に係る人件費は、合計で6,132万9,927円でございます。第13節委託料は4,104万1,599円でございます。平成28年度分の新火葬場建設工事監理業務委託料2,446万4,000円と、次の31ページにございます秩父斎場火葬炉運転等業務委託料810万円が主なものでございます。第15節工事請負費16億2,188万6,100円は、新火葬場建設工事費の14億4,732万3,600円と新火葬場火葬炉設備工事費1億7,456万2,500円でございます。第18節備品購入費は、椅子、テーブル等の新火葬場庁用備品3,729万9,150円と霊柩車432万2,952円でございます。

続きまして、第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,467万4,983円でございます。このうち第11節需用費の消耗品費3,166万5,412円の主なものは、指定ごみ袋の作製購入費3,141万6,496円でございます。第13節委託料のうち廃棄物処理手数料収納業務委託料2,013万8,176円は、指定ごみ袋の販売店に対する委託料で、額面金額の13%を支払ったものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。第2目クリーンセンター費は5億1,753万8,165円となっており、このうち職員5名分及び嘱託員2名分に係る人件費は4,688万29円でございます。第13節委託料は3億6,677万989円で、主にクリーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び焼却残渣再資源化処理業務に要する委託料でございます。

34ページ、35ページをごらんください。第15節工事請負費は680万4,000円でございます。電気設備高圧ケーブル地中引替工事356万4,000円、高圧蒸気復水器置場壁防水工事324万円を建物や機器の老朽化に対処するために実施したものでございます。第18節備品購入費407万7,810円の主なもの

は、ホイールローダの購入費334万2,600円でございます。これは購入から24年が経過したホイールローダの不具合から、新たに買いかえたもので、場内における環境整備、廃棄物の受け入れや降雪時の構内道路等の除雪作業に使用するものでございます。

36ページ、37ページをごらんください。第3目環境衛生センター費は1億5,533万7,740円で、人件費は職員4名分で4,218万1,574円でございます。第13節委託料9,499万5,190円のうち主なものは、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,488万8,000円でございます。これは秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、埋め立て量を極力少なくするとともに、資源の再利用を図るべく処理委託をしているものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。第4目廃棄物収集費は1億8,792万円でございます。収集業務は合併前の旧秩父市分と旧町村分に分けて業務委託をしております。

次に、第5款消防費13億5,628万637円でございますが、このうち人件費は職員168名分、12億1,116万8,199円で、消防費の89.3%を占めております。

40ページ、41ページをお開きください。第13節委託料3,426万1,390円でございます。主なものとしましては、消防緊急通信指令施設保守業務委託料993万6,000円、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料972万円がでございます。消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託につきましては、平成26年8月から運用を開始したデジタル無線に係るもので、平成27年度末までは瑕疵担保期間でございました。

次のページ、第18節備品購入費1,603万472円は、主にちちぶ定住自立圏構想に基づく救急車の機能向上事業及び救急隊員用教育訓練資機材の整備費用でございます。

第6款公債費は2億2,308万4,100円でございます。

次の第7款諸支出金は47万3,759円で、公共施設整備基金に積み立てを行ったものでございます。

44ページ、45ページの第8款予備費は、支出はございません。

歳出合計は45億3,316万2,518円でございます。

以上で決算概要の説明を終了いたします。なお、この決算につきましては組合監査委員の審査を8月25日に受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。ございませんか。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。議案11号についてですけれども、17点にわたって質問をしたいと思えます。

まず、決算書の8ページ、歳入についてであります。予算現額と調定額との比率において、5%を超える増額を示している項が2款1項、2款2項、8款1項、8款2項と4項でございます。それ

それぞれの主要要因について説明を願いたいと思います。

2つ目、歳出においては10ページであります。不用額の対支出済額比において、10%を超える比率を示している項が1款1項、2款2項、7款1項、8款1項の4項目がございます。それぞれの主要要因を説明いただきたいと思います。昨年もこれ伺ってまいりました。8款1項については総不用額の89.8%、歳入歳出差し引き残高の実に82.5%という数字を示しています。これについてはまた後ほどちょっと指摘をしたいと思いますが、改めてお聞きをしておきたいと思います。

3つ目、昨年同様に有料指定ごみ袋に関してお伺いをしたいと思います。16、17ページ、2款2項1目1節、有料指定ごみ袋分1億5,373万7,500円が計上されています。一方、これに対する歳出では、30ページ、31ページ、4款2項1目13節委託料で廃棄物処理手数料収納業務委託料ということで2,013万8,176円が計上されています。同様に30ページ、31ページ、4款2項1目11節の需用費で消耗品費として3,166万5,412円が計上されていますが、これ主要な施策の成果報告書の25ページの記述と併せて考察をすると、このうちの3,141万6,496円がごみ袋製造費というふうに思われます。したがって、ごみ袋関連の歳出合計は5,155万4,672円となりまして、単純差益、これは手数料として収納しているので、こういう計算ではないのだというのは理屈としてわかりませんが、単純差益としては1億218万2,828円というふうになるという理解でよいのかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。

続いて4つ目、18ページ、19ページ、8款2項1目1節、有価物売却代金であります。3,536万4,124円について伺います。歳出では、37ページ、38ページ、4款2項3目13節委託料で5項目ございます。缶、瓶であるとか金属であるとかということで5項目が計上されておりまして、この合計が425万1,870円計上されています。このいわゆる歳入と歳出の委託料との相関関係について説明をお願いしたいというふうに思います。これ、以前私がこの議会にかかわっているときには逆に委託料のほうが非常に大きかったというふうな記憶がありまして、お伺いをしておきたいというふうに思います。

5つ目、20ページ、21ページ、8款2項1目1節、雑入ですけれども、ここに雇用保険料3万804円というのが計上されています。雑入で、しかも雇用保険料として3万804円が入ってくるというのは、ちょっとどういうものなのかなと思ひまして、伺っておきたいと思います。

6つ目、26ページ、27ページ、3款1項1目1節の報酬です。これ介護認定審査会ですか、1,340万6,000円計上されています。成果報告書の14ページ、15ページと併せて考察をすると、これは50名で構成をされている審査会、ほぼ月20回平均開かれているようであります。先ほどの説明の中で、私がこの質問書をつくっているときはわからなかったのですが、この50名の中の4名は職員だということだったので、これから示す数字は若干の誤差が出てくるということになりますが、1名当たり月2回の出役となる計算になりまして、1名当たりの単純年間報酬額は、ですからこのところはちょっと変わってくるのですが、このままでいきますと26万8,120円ということになります。1

回当たり1万1,120円という計算になると思います。この認識でよいのかどうなのか、これをですからしたがって50名ではなくて47という形で割っていった計算でいいのかどうなのか、このことについてお伺いをおきたい。

決算書の同じページですけれども、これは今度は自立支援審査会に関してですが、3款1項2目1節です。報酬は42万9,000円です。同じように成果報告書の16ページ、17ページと併せて考察をすると、これ10名で構成をされています。この10名で構成されている審査会は、月1回平均開かれているようです。5名ずつの2班構成でありますから、1名当たり月0.5回の出役となるわけです。1名当たりの単純年間報酬額は4万2,900円です。1回当たり7,150円という計算になります。この認識でよいのかどうなのか伺っておきたい。また、介護認定審査会と自立支援審査会で1回当たりの報酬額に今お示しをしたように、かなりの差があることについて説明を加えていただきたいというふうに思います。

それから、7つ目、30ページ、31ページ、4款1項4目13節、斎場近隣2世帯網戸修理業務委託料3万7,400円という計上があります。斎場の近隣2世帯の網戸の修理をしているようではありますが、これのいきさつについてお伺いをおきたいと思います。

それから、同じページ4款1項4目14節、斎場敷地賃借料ですけれども、399万6,408円について、これ個人の名前などは必要ありませんが、どういう面積のもので、単位面積当たり賃借料は幾らになっているのかというふうなことについてお伺いをしたいと、説明していただければというふうに思います。

34ページ、35ページ、4款2項2目13節、焼却灰再資源化処理業務委託料、あとはばいじん等再資源化業務委託料、これは合わせて1億942万8,984円について、成果報告書の29ページの記述と併せてご説明を願いたいと思います。

それから、10番目、38、39ページ、5款1項1目10節、消防長の交際費です。予算現額と同額の20万円が執行されています。これについてもご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、11番目、40ページ、41ページ、5款1項1目13節、半自動除細動器保守点検業務委託料というものがあります。27万円ですが、そもそもこの半自動除細動器というのは、どういうものなのか、俗に言われる除細動器AEDとはどう違うのか、この辺のところについて認識をおきたいので、伺いたいと思います。

12番目、42ページ、43ページ、5款1項1目14節、消防本部庁舎敷地賃借料883万5,000円、これについても先ほどの斎場敷地賃借料と同じように、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、同じページ、5款1項1目19節、救急業務運営費補助金100万円というのがあります。この救急業務運営費というのがどうもよくわかりません。これについて説明をいただければと思います。

それから、成果報告書から何点かお伺いをしたいと思います。17ページ、結核検診受診状況表を

考察すると、各市町村、村はありませんが、各市町平均で出現率が約平均的に1.5%の出現率となっています。ところが、長瀬町についてだけ、これ0.6%と非常にこの出現率が低くなっています。これ偶然なのかどうなのか、そこのところでその理由についてわかる範囲で説明をいただけるとありがたいです。

15番目、28ページですけれども、クリーンセンターの稼働日数、先ほど説明ありました。クリーンセンターの稼働日数は349日となっています。ところが31ページのクリーンセンター発電設備の稼働日数は348日となっていて、1日の不整合があります。これはどういうことなのかなというふうに、例えばそれは機械の点検のために休んだのですというふうなことなら、それでももちろん問題はないのですけれども、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、51ページ、119番通報種別及び受信件数統計表中、間違いとか、そういうものはわかるのですけれども、訓練、試験という表記があるのです。ここにある訓練、試験という表記は具体的にどのようなものを指しているのか、ご説明をいただけるとありがたいというふうに思います。

最後の17番目になりますが、52ページ、(4)、テレドーム回線です。災害状況時自動案内装置についてお伺いをいたします。火災発生は48件というのが他のところで報告がされていまして。それに対してテレドーム回線の問い合わせ状況について、これ以前にも伺ったことがあって、もうすごい数問い合わせがされているというふうに認識をしているのですが、その時点ではしたのですが、最近どういうふうになっているのか、ちょっとお伺いをしておきたいなというふうに思います。

以上17点あると思いますが、よろしく願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 それでは、斎藤議員のほうのまずこれ順に回答するほうがよろしいですか、それとも私が受け持っているところをちょっと飛ばして……

5番（斎藤捷栄議員） いいです。何番目のと言ってもらえば。

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 わかりました。では、そのような形でお答えさせていただきます。

まず初めに、1番目の決算書8ページの予算現額と調定額との比率、これが5%を超えている部分というお話がございました。5%、斎藤議員のほうのご指摘のところを超えているのが2の使用料及び手数料、それから繰越金、諸収入というところになってくるのかというふうに思うのですけれども、実は予算を編成するときに積算した歳入については積算額の90%から95%で予算計上させていただいております。その年の現況によってその辺の動向がはっきりしないところがございまして、そういったことから予算に対して実際の額が調定額になってまいりますので、ずれが生じてくるということが1つの要因になっているかと考えてございます。

それから、続いて10ページの歳出のところでは不用額の対支払済額比10%を超えるものということ

で、これ昨年と同じようなご質問をいただいているところでございます。これについてはそれぞれの費目のところで、ちょっと詳細な説明をさせていただければと思うのですが、22、23ページをお開きいただけますか。まず、議会費ですけれども、議会費につきましては不用額の大きなところでいきますと委託料、それから使用料及び賃借料、交際費というところでございます。委託料につきましては、会議録の調製委託料ということで、これはどうしても会議時間が短くなったりすると、当初予定していたよりも少なくなるというようなところでございます。

それから、使用料及び賃借料について、これは行政視察の際のバスの借り上げ料、こちらのほうの経費、有料道路も含まれますけれども、こういった部分が大きな経費ですので、行き先、それから借り上げ料の金額によっては不用額が生じてくるというようなところが一つの要因となっているところでございます。

それから、その次のページです。24、25ページの監査委員費になるかと思うのですが、こちらのほうは監査委員報酬のほうが回数でこれ決まってくるので、その回数に応じての支出があった、それがここの不用額2万4,520円のところに出てきているということでございます。

それから、諸支出金42、43、44、45ページになってくるかと思うのですが、こちら基金費、公共施設整備基金費のところになるかと思えます。こちらについては、歳入のところでちょっとお話を先にさせてもらったほうがよろしいかと思うのですが、18ページ、19ページのところで財産収入、財産運用収入の利子及び配当金、ここで公共施設整備基金利子ということで53万2,654円運用益が出ております。本来であれば、この金額が積立金としてあるべきところだったのですが、28年度は斎場の建設の関係があつて基金を全て取り崩しをさせていただきました。その後、取り崩しの際にその差額分の利子が発生したということで、これは一般会計の中に残ったままとなっております。その差額が今回このところで不用額として発生しているということなのですけれども、ちょっと捕捉説明をさせていただきますと、今年度の第1回補正、この後ご審議いただく補正予算のところで、この辺については最後積み立てをさせていただくという予定になってございます。この部分で不用額が発生してきているということでございます。

それから、ここが一番大きなところかと思うのですが、その下の予備費です。これにつきましては支出済額がゼロということで、全額不用額ということになってございます。

組合の会計のシステムについては、昨年もお答えをさせていただきましたが、補正等で不用額が発生した場合には全て予備費のほうに計上させていただいているというようなお話をさせていただきました。予備費の性格上、これは自治法で規定をされているところでございますけれども、予備費に関しましては予算外への支出または予算超過の支出に充てるために計上することとなっているところはお承知いただいているところかと思えます。この場合、予備費の充用により当該支出に充てるということになりますが、どうしてもこの予備費から支出というところの金額が発生しにくいというところがございまして、支出がゼロ、結果的に不用額になってくるというような流れになっ

てくるかと思えます。そういったことで比率が非常に大きくなってきているというふうに私のほうでは考えてございますので、そのようなご理解をいただければと考えてございます。

それから、5番目でございます。雇用保険料、こちらのほうのところですが、雇用保険料については再任用職員、それから臨時職員、嘱託員、これらの職員に係る雇用保険ということで組合のほうでは加入をしてございます。斎藤議員おっしゃるような雇用保険で入ってくるというのは何なのですかというのはあるかと思うのですが、組合では一旦雇用保険、雇用保険の制度としては一旦事業主が年間に1回払って、それを労働者の負担分、そちらのほうの負担分を入れてもらうと、組合のほうが一立て替え払いをしておりますので、その分を入れてもらった分が雑入に入ってきているということで、ここに計上させてもらっているというような状況となっております。

決算に対しての質疑、私の部分については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 業務課長。

（森下今朝八郎事務局次長兼業務課長登壇）

森下今朝八郎事務局次長兼業務課長 斎藤議員のご質問の3番にお答えします。

斎藤議員の質問3番、有料指定ごみ袋についてです。歳入につきましては、第2款使用料及び手数料、第2項手数料、1目清掃手数料に1億5,373万7,500円でございます。歳出につきましては、清掃総務費での支出となりますので、消耗品費3,166万5,412円のうち、指定ごみ袋の製造購入費が3,141万6,496円でございます。廃棄物処理手数料収納委託料につきましては、2,013万8,176円でございます。合計5,155万4,672円、斎藤議員のおっしゃっているとおりでございまして、単純差益と言ってしまうと、これ手数料なので、儲けているわけではないのですが、1億218万2,828円となります。議員のおっしゃっているとおりです。

それから、業務課で関連しています7番でございます。近隣2世帯の網戸の修理のいきさつでございます。これ斎場に直近の隣組さん13組さんなのですが、前の斎場のときに黒煙の公害の対策で要望を相談して聞いたところ、皆さんの要望が網戸を修理してほしいということで7世帯から要望がありまして、28年度に2世帯行いました。29年度に残りをやります。もうやったのですが、28年に交換してしまうと、まだ工事中なので汚れる可能性があると思うのですが、そういう要望でしたので、2軒やりました。

それから、斎場の敷地の賃借料です。坪数と単価でございます。秩父市に借りている分が平地で2,577.3坪、これが単価が月に1坪110円です。斜面地が、これも秩父市から借りています斜面地が1,912.86坪、これが単価が坪11円、一月でございます。それから、個人様からお借りしております、これは平地でございます。259坪、1坪110円、一月、これの12カ月分を計算しますと399万6,408円でお借りしております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、4番目の質問について有価物売却代の項目と委託料5項目に係る相関関係についてご説明申し上げます。

まず、委託料の5項目のうち、廃乾電池、それから廃蛍光管につきましては、有害ごみの処理という扱いになります。それから、機密文書につきましては、官公庁からの機密文書の裁断処理となりますので、処理の性格から見ますと有価物との相関関係はないものと考えられます。また、有価物売却代と委託料に同じ金属類という項目がございますが、処分委託が必要な金属類としましては、主に耐火金庫となりますので、有価物との相関関係はないものと考えております。相関関係があらわれるものとするすると、収集によって搬入されます資源ごみ、缶、瓶類、これらの選別から抽出されます缶類とガラス瓶でございます。これらの搬入量によって収入と支出に差が生じることとなりますが、これらは、市況に大きく左右されますので、比較するには難しいところでございます。缶類とガラス瓶類の割合比較をいたしますと、平成28年度の実績で缶類が34%、ガラス瓶類が66%となっております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 福祉保健課長。

（内山昭男福祉保健課長登壇）

内山昭男福祉保健課長 6番でございます。決算書の26、27ページの介護認定審査会費の報酬で、1名当たりの1万1,170円という認識でよいかとのご質問でございますが、この報酬につきましては組合の規定によりまして日額で委員長さんは1万5,000円、委員は1万3,000円の報酬が支払われます。これは自立支援認定のほうの報酬についても同じ額でございます。平成28年度は、232日の審査会で5,643件の審査を行ったことから、1回当たりは平均24件の審査を行っております。議員さんのおっしゃるとおり、1人当たりの出席は月2回ぐらいなので、割り戻すと1人当たりの報酬が算出されますが、50名の審査委員のうち、先ほどのお話にございました公務員委員が4名、8%です。それが無報酬となっていることと、それと欠席者もございますので、その人数を勘案すると条例の報酬額になります。

次に、下段の自立支援審査会の1回当たりの報酬7,150円でよいか、また介護認定と自立支援認定で報酬額に開きがあるのご質問ですが、自立支援審査会についても同様に、1人当たりの出席は2カ月に1回となり、議員さんのおっしゃるとおり、月0.5回となります。これも同じく自立支援審査委員10名のうち3名、約30%なのですが、公務員委員があること、それとやっぱり欠席者もありますので、その人数を勘案すると条例の報酬額になります。

以上のことから、報酬の開きはなく、その原因は公務員委員の割合と欠席者数によるものでございます。

続きまして、14番、成果報告書の17ページ、結核検診受診状況の要精検者の出現率で市町平均1.5%が長瀬では0.6%と低くなっている理由についてでございますが、過去5年の出現率は市町平均で1.5%、長瀬町は1.1%、やや市町の中では低い数字となっております。ですが、27年度の長瀬町の要精検者数は6人いまして、27年度は1.7%でございました。これは分母である受診者数の数字が少ないため、要精検者が1人でも少なくなりますと出現率が大きく変わってしまうことで、28年度は低い率となったと考えられます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父グリーンセンター所長登壇）

野澤好博秩父グリーンセンター所長 それでは、グリーンセンターのほうからご説明をさせていただきます。ただいま斎藤議員からご質問のありました9点目と15点目について説明をさせていただきます。

まず、決算書34、35ページ、グリーンセンター費の第13節委託料のうち焼却灰再資源化処理業務委託料及びばいじん等再資源化業務委託料、合わせて1億942万8,984円についての説明ということでございますけれども、焼却灰等の資源化処理業務につきましては、秩父環境衛生センターの最終処分場の延命化対策と焼却灰等のリサイクルを目的として実施している事業でございます。焼却灰再資源化処理業務につきましては平成19年の3月、ばいじん等再資源化処理業務については15年の1月より実施しております。処理状況につきましては、成果報告書の29ページに記載してございますけれども、焼却灰再資源化が寄居町にございます彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス埼玉株式会社におきまして焼成処理をした後、人工砂へ再資源化しております。28年度の処理実績は2,068.02トンで、1トン当たりの処理単価は運搬費を含んだ金額で2万6,244円です。

続いて、ばいじん及び一部の焼却灰は、熊谷市にございます太平洋セメント熊谷工場ではばいじんについては水洗処理をした後にセメント原料として再資源化処理をしております。28年度の処理実績は一部の焼却灰が114.01トンで、処理委託単価が1トン当たり2万8,080円、ばいじんが723.40トンで、処理委託単価が1トン当たり7万1,820円、こちらも運搬費込みの単価となっております。なお、一部の焼却灰の処理委託を太平洋セメントで実施しておりますのは、ばいじんのみの受け入れが太平洋セメントでは困難ということでございます。

続きまして、15点目、成果報告書の28ページのグリーンセンター稼働日数と31ページのグリーンセンターの発電設備の稼働日数に差異があるというご説明でございますけれども、28ページに記載しておりますグリーンセンター稼働日数349日につきましては、焼却炉全体の稼働日数でございます。また、31ページに記載しております発電設備の運転日数は、発電設備のみの単体の運転日数でございます。この差異につきましては焼却炉の運転と発電設備の運転は必ずしも同じとは限りません。発電設備におきましてはトラブルや点検整備等で運転を停止する場合がございます。28年度に

おきましては順調に稼働したため、トラブルによる停止はございませんでしたけれども、10月に焼却施設の定期整備を行うに当たり、1週間ほど全停止をするのに伴いまして電気設備の点検の関係から発電設備を焼却炉より1日早く停止したため、差異が生じておるものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 5番、斎藤議員の質問の10、11番についてお答えします。

まず、消防長交際費についてですが、消防長交際費につきましては、広域組合管内の各消防団、埼玉県消防協会、埼玉県消防長会ほか関係する消防協力団体の意見交換会や祝賀会の会費、御礼等に支出しております。予算を超える支出があるため、予算の全額を支出させていただいております。不足分については個人負担で対応させていただいております。

（「かわいそうだ」と言う人あり）

坂本哲男消防長 11番目の除細動器についてですが、除細動器は不整脈の治療のため電気ショックを与える機器で、救急現場では心室細動の治療に使われます。現在秩父消防本部で使われている除細動器については、電源を入れ、パッドを張るだけで自動的に解析を行う一般的なAED、救急救命士が使用する除細動器で半自動式除細動器、同じく救急救命士が使う患者監視装置と半自動式除細動器機能を併せ持つ除細動器、携帯型モニタリング機能付き除細動器の3種類があります。なお、ご質問にありました半自動式除細動器についてですが、救急救命士が使用する除細動器でモニター波形を確認し、除細動が必要な場合、解析ボタンを押し、心室細動を機械が確認すると充電する方式となっております。半自動式除細動器保守点検業務委託料27万円につきましては、半自動式除細動器3台が5年に1度の点検時期を迎えましたので、点検させていただきました。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 総務課長。

（小林幸一専門員兼総務課長登壇）

小林幸一専門員兼総務課長 私からは、12番目の消防本部庁舎敷地賃借料、それから13番目の救急業務運営費補助金について説明をさせていただきます。

初めに、消防本部庁舎敷地賃借料ですが、消防本部の敷地は7,494平方メートルございます。そのうち5名の方が所有数する民地が4,736平方メートル、それから秩父市が所有いたします1,514平方メートルがございます。この土地に対します賃借料となります。賃借料の坪単価は390円となっております。

次に、救急業務運営費補助金でございますが、この補助金につきましては救急業務の推進活動に対します補助金で、救急告示病院会の5病院、秩父市立病院、秩父病院、秩父第一病院、小鹿野中央病院、皆野病院に対しまして、それぞれ20万円を交付しているものでございます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 指令課長。

（山口亮一消防本部次長兼指令課長登壇）

山口亮一消防本部次長兼指令課長 私からは、16番、17番の主要な施策の成果報告についての119番通報種別の訓練と試験についての説明をさせていただきます。

119番通報種別の訓練につきましては、防火管理者を定めなければならない一定規模以上の事業所においては、通報、避難等の訓練が義務づけられています。それが訓練の種別として捉えられているところでございます。試験につきましては、防火対象物に火災通報装置等の消防設備を設置したときに、通報試験を行うことや、その点検を実施するときに通報試験を行うということでございます。

続きまして、テレドーム回線の問い合わせ状況ですが、平成22年に設置してから総件数で13万819件でございます。火災の48件に対しては抽出できませんでした。ふだんの問い合わせについては、火災予防運動の広報が入ってございましたり、火災以外の消防車のサイレンが鳴らして出動した場合にも火災ではない出動のお知らせをしております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） それぞれに答弁をいただきました。再質問を行いたいというふうに思います。

まず、2番目の不用額の問題ですけれども、これ昨年も伺っています。同様の答弁をいただいています。2年続けてなぜこの質問をしたかということになります。ここを読んでもらいたいです。つまりこの場合は予備費流用というのがまずない。しかも、不用額は補正のたびにほとんど予備費に繰り入れられると、こういう状況なのです。必然的にこの予備費が多くなるという仕組みなのです。そうなれば、予算段階でそここのところを読んだ予算計上があっているのではないかとこのふうにも考えられるわけで、その辺のところはみずからの意見を言っていけないことになっていきますから、2回質問することによって読み取ってもらいたいというふうなつもりで質問をさせていただきました。

ごみ袋については、よくわかりました。ただ、私が勘違いをしまして、製造原価がクリーンセン

ター費の需用費の中に含まれているというふうに思ったものですから、若干私のあらかじめした計算が間違っていたようでありまして、これについてはよくわかりました。これ以前に質問したとき、質問して、私ではないのですが、質問した議員が、これだけ現実的な差益があるのだからごみ袋の引き下げを考えたかどうかという質問に対して、管理者である久喜市長が私はこれはこの予算がこういう形でお金が入るということであれば、これは各市町の負担金の軽減に回したいという話をされていたように議事録を読んで確認をしたところでありまして、これについて所感がありましたら、無理にはありませんがお話をいただければというふうに思います。

それから4番目の有価物の代金ですけれども、これ伺ったところ、有価物売却代金の3,536万4,124円と委託料の425万1,870円には、相関関係がなさそうです。以前私が質問したときは、これが逆転していたのです、たしか。非常に委託料が高くて、売却代金はそれほどでもなかった。しかし、やっぱり政策業務としてやっぱりリサイクルというのは進めるべきだと、これは赤字であるから、あるいは黒字であるからやらないとかということではなくて、政策業務としてやるべきだという立場からやっぱり取り組んでくる、そういうところから考えると、随分これ好転しているのだなという思いがあって質問をさせていただいたのですが、どうも相関関係はそうはなさそうなのだということがよくわかりました。

それから、雇用保険もわかりました。

自立支援審査会と介護認定審査会は、仕組みがそういう仕組みだということよくわかりました。ただ、こういう数字で見ると直接この対比をさせると、えらい差が出てしまうというのは、やっぱり計算上こうなるということで、この差というのは一体何なのだとということでお伺いをしたのですが、これは全く決まりとしては同じ仕組みでやられているので問題はないのではないのだということで、よくわかりました。

それから、消防長の交際費です。これ20万円が予算で20万円がぴたっと執行されているので、これは一体何なのかということで質問をさせていただきました。今答弁を聞いて私びっくりしたのですが、例えばいろんなところの会費みたいなものは果たして消防長の交際費として執行していくのがいいのか、それとも別の費目できちんとやっぱりそれはそれで支払っていくべきなのか、この辺のところはもう少し精査をして進めるべきではないかというふうに思います。この20万の予算の対して20万ぴたっと執行されていて、説明も何もついていないというふうになると、つまらぬ誤解を受けかねないということもあろうかと思ひまして、そういうふうにしていくのがいいのではないかなというふうに思いました。

さまざま質問をさせていただきました。成果報告書、審査意見書も一通り読ませていただきました。質問をさせていただきました。それぞれに回答いただきまして、ありがとうございました。終わります。

議長（小櫃市郎議員） 4番、木村隆彦議員。

4番（木村隆彦議員） 4番、木村でございます。2点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、歳入のほうの21ページ、雑入の一番下なのですが、賠償金が46万1,760円という金額が計上されております。この金額の内容についてお伺いをいたします。

それから、歳出のほうの35ページ並びに39ページなのですが、AEDコンパクトスタンドというふうなことで、私も見たことがないのでちょっとわからないものですから教えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博秩父クリーンセンター所長 ただいまの木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、歳入のほう、賠償金の項目なのですが、賠償金のうちクリーンセンター費に係る部分で40万1,760円でございます。こちらの費用につきましては、放射能測定に係る賠償金でございます。平成23年3月11日に発生いたしました東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故に伴いまして、放射線の作用により損害が生じた場合には、原子力損害の賠償に関する法律に基づく原子力賠償制度によりまして賠償金が支払われるものでございます。これに伴いまして廃棄物処理事業を行う事業者が実施いたしました排ガス、焼却灰の放射線測定費用が賠償項目となることから、秩父クリーンセンターで平成27年度に実施いたしました排ガス測定費、年2回、焼却灰及び集じん灰の測定費、年5回の放射線測定分析費用の賠償請求を行い、全額が東京電力株式会社より支払われたものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 総務課長。

（小林幸一専門員兼総務課長登壇）

小林幸一専門員兼総務課長 私からは、歳入にございます賠償金のうち、46万1,760円の消防分に対します賠償金について説明をさせていただきます。

この消防分につきましては、6万円の賠償金をいただいております。こちらの内容ですが、三菱自動車の燃費値試験データの不正行為によりまして燃料代差額と、また経済的損失に対する賠償金として6万円をいただいたものです。こちらの対象とする車両なのですが、山岳救助で使用しておりますデリカという車が対象になっております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博秩父クリーンセンター所長 続きまして、木村議員よりご質問をいただきました歳出決算書35ページ、39ページにございます備品購入費AEDコンパクトスタンドの内容でございますけれども、こちらはその上に記載してございますAEDの購入に当たりましてクリーンセンター、環境衛

生センターで老朽化によりAEDを買いかえた際に、スタンドというものがございません。直接テーブルの上に置いていたような状況でございますと、これでありますと、玄関等に設置できないものですから、早急に使用ができることを考えますと、スタンドがあったほうがいいたろうということで、クリーンセンター、環境衛生センターの玄関のところにスタンドを設置をしているものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸ですが、先ほど斎藤議員の質疑の中で、ごみ袋のことが出まして、もっと値下げしたらいいのではないかという考えのようですねけれども、私もそう思っています。斎藤議員の話によると、管理者が各自治体の負担金を下げるようにということで、ごみ袋を下げないというふうに今聞いたわけですねけれども、話では市長が公約で下げると言ったから少し下げたとかといううわさですねけれども、あくまでうわさは聞いているのですけれども、この場で改めて焼却炉の談合の関係で7億400万だったか先ほど戻ってきたという話がありましたが、その監査請求した新井さんたち、オンブズマンの人たちは値下げすべきだと、あるいは無料でもいいのではないかという主張をしております。なぜそれについてしなかったのか、改めてこの公の場で伺いたいと思うわけです。

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時49分

議長（小櫃市郎議員） 再開いたします。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私、その質問を斎藤議員からいただいたとき、よく覚えております。確かに無料という考え方もあるのですが、私自身は当時ごみ袋のところが確かにこの地域高いのではないかなということ、いろいろ研究していて、いろいろな自治体のごみ袋代を見てもそう感じたものですから、まずは三十何%だったと思いますけれども、値下げをさせていただきました。それから、さらに下げろというふうな考え方というのは私いまだにありません。先ほどと以前答弁したように、自治体の負担金を下げるべきだというふうなところで、その考え方は全く変化もございませんし、変えるつもりもございません。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の2ページをお開きください。議案第12号の秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業である水道事業に資金不足比率の公表等が適用されることから、関係規定の整備を行いたいものでございます。

改正の内容でございますが、議案第12号参考資料の新旧対照表にございますように、第7条、決算、証書類等の審査の規定に根拠法令を加える改正をしたいものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 1点お伺いをいたします。根拠法である地方公共団体の財政の健全化に関する法律でありますけれども、提案理由に係る改正はいつ行われたのか、これお伺いするのは私最近この内容が変更になったということをちょっと承知をしていないものですから、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 斎藤議員さんのただいまのご質問ですが、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これにつきましては平成19年6月22日に交付されたものでございます。健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行されておりまして、これは平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等からの公表ということになってございました。また、財政健全化計画などの策定義務などそのほかの規定については、平成21年4月1日に施行され、平成20年度以降の決算に基づいて運用されていると、適用されているというような状況です。なお、一部事務組合ですが、こちらについては一部事務組合みずからが実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率、これらを算定、公表することは対象外というふうになってございます。ただ、公営企業会計につきましては、資金不足比率の算定、公表の対象であるということですので、平成28年度に水道事業が広域組合の一部事務となったことから、平成28年度の決算、これから算定の対象となるということで今回関係する条例の改正をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の3ページをお開きください。議案第13号の秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例及び秩父広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日から施行されたこと、また本法改正を踏まえ個人情報の保護に関する基本方針が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって特に行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められるとされることから、法改正に即した文言の整理及び条ずれに対応するための関係規定の整備を行いたいものでございます。

まず、第1条の秩父広域市町村圏組合個人情報条例の一部改正でございます。議案第13号参考資料（1条関係）、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例新旧対照表をごらんください。本条例改正は、法律に準じて個人情報の定義を明確化するため、第2条に個人識別符号及び要配慮個人情報に関する規定を整備するものでございます。

また、第6条において要配慮個人情報の保有制限、保有でき得る場合の規定を、第7条では個人情報の取得制限として特定個人情報の目的の範囲を超えた特定個人情報の利用が、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときについては認める必要があることから、この規定を追加するものです。

第18条及び第19条は、開示義務に個人識別符号を追加定義するものです。

次に、第2条の秩父広域市町村圏組合情報公開条例の一部改正でございます。議案第13号参考資

料（2条関係）、秩父広域市町村圏組合情報公開条例新旧対照表をごらんください。本条例改正は、第7条における非公開情報となる個人に関する情報を明確化するもので、個人に関する情報に電磁的記録に記録されたものが含まれる旨を追加するものです。また、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例に条項ずれが生じます。このため附則において条項ずれを改正する一部改正を併せて行うものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終了いたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。1点質問をしておきたいと思います。

これは要するにマイナンバーに関連したことになるかと思えます当組合においていわゆるマイナンバーの利活用の状況の具体例を示していただきたいというふうに思います。成果報告書の11ページの記述と併せて考察をすると、職員の給与支払い等に関するものに限られているとも考えられるわけですが、そういう解釈で間違いはないのでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 ただいまの斎藤議員さんのご質問ですけれども、当組合ではただいまお話のあったとおり、給与、それから報酬等、そういった支払い事務、いわゆる税務署に関係する事務、そういったところでマイナンバーの関係が生じてくるということで、他にはございませんので、お見込みのとおりでございます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 議案第14号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

現在、ガソリンや軽油等の危険物の仮貯蔵、仮取り扱いの承認、危険物施設の許可、火薬類の許可等の申請時に消防事務手数料条例に基づき、その区分に応じて手数料を徴収しています。その中で豪雪や豪雨、地震等の自然災害やライフライン事故等の災害により甚大な被害が発生し、被災者支援や災害復旧等のため指定数量以上の危険物を仮貯蔵、仮取扱するとき、または危険物施設を設置するときに消防事務手数料を免除することができるよう、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正するものです。改正概要につきましては、消防事務手数料条例に手数料の免除に関する規定を追加するとともに文言の整理をするため、条例の一部改正を行うものです。

議案第14号参考資料の秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例新旧対照表をごらんください。

第5条中の秩父広域市町村圏組合を削り、第5条を第6条として繰り下げ、新たに第5条を追加するものです。

新しい第5条では、消防事務手数料の免除について、秩父広域市町村圏組合管理者が特に必要と認める時は手数料を免除できると規定します。

なお、条例の一部改正に伴い、施行について必要な手数料の免除に関する要件や事務処理要領等については要綱を制定します。要綱では、管理者の認める消防事務手数料の免除要件として、自然災害や大規模な事故等の災害により甚大な被害が発生し、救助活動や被災者の支援、被災地の復興等の災害復旧のために指定数量以上の危険物を仮貯蔵、仮取り扱い等をするときと規定します。なお、本条例の規定の適用につきましては、本年12月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第14号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） これについても1点お伺いしておきたいと思います。

去る14日の全協において示された資料の5ページを見ると、(3)でその他の記述というところでこう書いてあるのです。管理者が特に必要と認めるときは、豪雪災害とかというふうになっていまして、次のいずれかに該当するときとありまして、1、災害復旧のために指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、または取り扱うとき、2、災害復旧のために指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う必要があると認めるとき、こういう記述があるのですが、どうもよくわからない。この1の記述と2の記述を具体的に、どこが、どういうふうに違うのか、説明をしていただきたいと思っています。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 ただいまの質問についてお答えします。

資料5ページ、(3)、その他の1、2の違いについてですが、1番、災害復旧のため指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、または取り扱うときは、消防法により10日間に限り危険物を仮に貯蔵し、または取り扱いする場となります。また、2番の災害復旧のため指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う必要があると認めるときは、明らかに仮貯蔵、仮取り扱い等の承認の範囲内では災害復旧ができない場合、あるいは新たな危険物施設の設置または既存の施設の変更等を行う場合に2番の適用となります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 16番、加藤喜一議員。

16番（加藤喜一議員） ただいまの質問の関連ですけれども、貯蔵の数量という文言が出てきますけれども、数量についてはいかほどなのか、教えていただきたいと思っています。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 数量についてですが、消防法によりまして危険物それぞれに指定数量が決まっております、その量以上となる場合が対象となります。具体的に申し上げますと、一番わかりやすいものでガソリンですと200リッター、灯油、軽油等ですと1,000リッターを超える場合には該当となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 議案第15号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、高機能消防指令センター総合整備事業に伴う工事の請負契約を締結するのに当たり、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

まず、工事の概要について簡単にご説明申し上げます。高機能消防指令センター整備工事については、既設の通信指令室の機能を部分的に維持しながら工事を進めることから、通信指令室と同じフロアの防災対策室に4画面構成の新指令台を仮設し、119番通報が入った場合に同時に2回線の受け付けが可能な状態とします。また、3回線以上の119番通報が同時に入電した場合には、補助電話機で対応できるようにするなど、119番通報の受け付けに支障がないような対策をとりながら整備工事を進めてまいります。

この高機能消防指令センターの整備により、火災、救急救助を初めとする消防業務の通信指令に

かかわる情報を迅速かつ的確に処理し、消防活動の効率化を図るとともに、指令制御装置の指令系統を四重化することにより、故障時における機能停止を防ぐことができます。また、消防支援システム、消防情報支援システムにより、消防本部、署、指令センター間をネットワーク化し、防火対象物や危険物、消防水利等の各種データを共有し、災害出動した部隊に支援情報として提供するほか、災害出場報告書の作成や各種消防統計及び台帳の管理等も可能になり、業務の円滑化を図ることができます。消防車や救急車等に車両端末装置を設置することにより、災害出動した車両に対し、的確なルート案内や支援情報等を画面表示により提供するとともに、車両の位置情報を得ることが可能となります。この工事の請負契約を行うために、指名競争入札による期間入札の開札を10月19日に行いました。指名業者は6社でしたが、4社は入札を辞退し、2社が応札しました。開札の結果、パシフィックシステム株式会社秩父営業所が3億9,500万円で落札しました。消費税を含めた請負契約金額は4億2,660万円となり、このうち3,160万円が消費税及び地方消費税でございます。なお、落札率は97.6%となっております。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。2点お伺いしたいと思います。

今回の入札、先ほど説明のとおり、6社の指名競争入札ということになったようであります。このシステムの問題に関しては、一部に公正取引委員会からの指導が入るというふうな事態も考えられたとか、現実の問題としてあったということはもう承知のとおりだろうと思うのですけれども、それに関連しての辞退というふうなことではまずないというふうに確認をされているのかどうか1点。

それから、これについては本来委員会付託があれば委員会で、しかも休憩で何のような質問で大変恐縮なのですが、基本的な入札システムについて伺って確認をしておきたいと思えます。今申し上げたとおり、今回は6社を指名して指名競争入札として執行したけれども、4社が辞退して結局2社による競争入札となったということでもあります。仮に5社が辞退して1社のみというふうになった場合に、これでも競争入札と言えるのかどうか。あるいは、仮に全社が辞退したという場合はどういう取り扱いとなるのか、その入札のシステムということに関してお伺いをおきたい。これ今も言ったように、言いかえれば休憩で何のようなことなので大変恐縮なのですが、14日に伺ったとしたら、この2つとも事前協議に当たるというおそれもあるということだったので、伺えなかったのですが、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

(坂本哲男消防長登壇)

坂本哲男消防長 5番、斎藤議員の質問についてお答えします。

談合の話ですけれども、この談合の件につきましては、消防救急デジタル無線の談合の関係だと思えます。したがって、今回は総合指令センター整備工事ですので、無線とは関係ありませんので、うちのほうはそのようには捉えておりません。

続きまして1社のみの対応となった場合については、入札案内通知書に入札参加者が最低何社以上との案内が明記されていない場合には1社でも成立とします。また、入札に当たっては予定価格や最低制限価格を設定しており、その範囲内の価格を示した業者が結果的に1社となってしまった場合でも競争入札とします。また、全社が辞退した場合には計画を見直し、再度入札を行います。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 一般質問でも伺いましたが、先ほど3社と言ってしまいましたが、これ4社辞退したということですね。その点訂正したいと思います。6社のうち4社、半分以下で入札したということで、逆に6社で2社だけ辞退ならわかるのですけれども、こういうのは非常に問題ではないのかと思うのです。そして、これが全国でこういうシステムを6社しか扱えないのか、ほかにもまだこういった業者があるのかどうか、それによっても違うとは思いますが、一般的にはこの辞退した業者は次の何かのときにはもう入れないとかということが、次の入札に参加させないというのもあるのでしょうか、なかなかこれもこういう工事の場合にはちょくちょくあるわけではないので、やっぱり慎重にやってもらいたいというのが気持ちなのですけれども、これ4社というのは何かこれ理由は聞いてあるのですか、辞退した理由は。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

(坂本哲男消防長登壇)

坂本哲男消防長 ただいまのご質問についてお答えします。指令台装置のメーカーですけれども、全国で4社となっております。そのうちの1社については東京消防庁等大きな消防局に納入している業者であり、埼玉県には実績がありませんでしたので、秩父消防としては東京みたいに大きな消防ではありませんので、3社で選ばせていただきました。

入札の辞退の理由についてですが、3社については都合により辞退するということ、もう一社については弊社は販売店支援を行いますということで辞退となっております。なお、辞退を招いた理由としては、あくまで消防サイドの想像の範囲に入りますけれども、消防指令システムと消防救急デジタル無線がそれぞれ異なる製造販売業者の機器である場合、インターフェースと呼ばれているコンピューターと周辺機器を接続するための規格や仕様が異なるためシステム間での相互接続が大変難しいと思われまます。秩父消防本部の消防救急デジタル無線は、平成26年度に整備したものであり、今回の消防指令センターの設置する指令装置と既設のデジタル無線とを接続します。このため

業者によっては工事が難しいと推測されます。以上のような状況がありまして、入札辞退を招いたのだと消防としては捉えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） もう一度お伺いしますが、あと落札率のほうです。97.6%、一般質問でも申し上げましたが、県では95%を超えると談合の疑いをするそうです。私も先ほど申し上げましたが、建築をやって入札も経験があります。そういう目でこれを見たときに、この秩父営業所というのが入っていることに非常にクエスチョンがついています。ほかのは北関東とか首都圏とかありますけれども、1社だけ秩父営業所というのが落札しているというのが非常に不可解に私は思います。この97.6%というのについて、何か疑問は持たなかったのですか。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 ただいまの97.6%についてですけれども、落札率が97.6%となった理由としては、設計の段階で秩父消防として必要な機能を持つ機器について取捨選択し、価格面からも十分に精査した結果、このような率にあらわれたのだと思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他にございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第16号の平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、歳入歳出現計予算額34億3,480万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億4,667万3,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を35億8,147万7,000円としたいものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

8、9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第6目特別負担金を273万3,000円増額し、補正後の予算額を1,809万2,000円としたいものでございます。これは特別負担金の地方交付税算入分の確定及びちちぶ定住自立圏事業の負担金の増額によるものでございます。

第5款繰越金、第1目繰越金につきましては、1億4,394万円を増額補正し、補正後の額を2億4,394万円としたいものでございます。平成28年度の決算剰余金2億4,394万円から29年度当初予算の繰越金計上額1億円を差し引いた金額でございます。

歳入合計で1億4,667万3,000円の増額補正になります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費761万6,000円、賃金41万3,000円を増額、使用料及び賃借料63万9,000円を減額し、補正後の額を1億1,385万3,000円としたいものでございます。本年度の職員配置に基づく人件費の補正をしたいもので、この後ご説明をいたします各費目の人件費補正を合わせますと、給料総額で157万7,000円の減額、職員手当等を総額で297万円増額、そして共済費を総額で941万1,000円増額し、人件費を総額で1,080万4,000円増額したいものでございます。第1目一般管理費、第7節賃金は育児休業職員の代替職員として、臨時職員を雇用したいもので、第14節使用料及び手数料は契約に伴う不用額を減額するものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費14万7,000円を減額補正し、補正後の額を5,223万1,000円に、第2目自立支援審査会費は、人件費88万8,000円減額補正し、補正後の額を1,074万円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては、人件費2,365万5,000円減額補正し、補正後の額を9,226万1,000円としたいものでございます。

12、13ページをお開きください。第4款衛生費、第2目クリーンセンター費につきましては、人件費を45万円減額補正し、補正後の額を5億3,920万2,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては、人件費を104万4,000円増額補正し、補正後の額を1億5,743万円としたいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、2,946万円増額補正し、補正後の額を18億6,833万4,000円としたいものでございます。人件費2,728万4,000円の増額のほか、委託料を56万4,000円減額し、備品購入費を274万円増額したいものでございます。

14、15ページをお開きください。第18節備品購入費につきましては、歳入でお話ししましたちちぶ定住自立圏事業に係る事業として、救急車機能向上のための自動心臓マッサージシステムを整備するものでございます。

第6款公債費、第2目利子につきましては、254万円減額し、補正後の額を1,649万8,000円としたいものでございます。新火葬場建設工事で借り入れた組合債の償還利子が確定したことによるものでございます。

第7款諸支出金、第1目公共施設整備基金費につきましては、177万1,000円増額補正し、補正後の額を177万2,000円としたいものでございます。これは新火葬場建設事業に伴い取り崩した基金に財源充当後の残金が生じたので、改めて基金に積み立てるものでございます。

第8款予備費につきましては、1億3,468万8,000円増額補正し、補正後の額を1億6,468万8,000円としたいものでございます。歳入補正の1億4,667万3,000円から第2款総務費から第7款諸支出金までの計1,198万5,000円を差し引いた1億3,468万8,000円を増額補正するものでございます。

歳出合計で、歳入合計と同額の1億4,667万3,000円を増額補正となります。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、齋藤捷栄議員。

5番（齋藤捷栄議員） 5番です。議案第16号ですけれども、内容を見ますと、多くが人件費補正となっています。そのことから、伺いたいと思うのです。16ページの給与費明細書及び17ページの級別職員数表を見ますと、一般職においては級別の低い職員が1名ふえ、級別の高い職員2名減っているにもかかわらず、給与費は157万7,000円減っているものの、手当は297万円ふえ、差し引き139万3,000円増額となっています。加えて共済費は何と883万2,000円もの増額となっています。これちょっと内容と見合わせてどうなのかなと思わざるを得ません。その背景について説明をいただきたいというふうに思います。

2つ目は、消防職員についてなのですけれども、これは級別の職員表はありますが、給与明細がありませんので、給与費明細がなく不明な点が多いの点が多いのですけれども、単純に1名

の増員に対する補正額が給料で567万円、手当で835万8,000円、共済費で何と1,325万6,000円、合計で2,946万円の増額というのは、少々理解しにくいというところからいずれも説明を願いたいというふうに思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 それでは、斎藤議員のただいまの給与明細書のところのお答えをさせていただきます。まずこの一般職ですけれども、これは一般行政職と消防職を合わせた数字となっております。議員さんは今一般行政職のような形での数字のお話があったのですけれども、そういうふうな理解をまずしておいていただければと思います。

今回職員手当がふえた要因というお話がまず1点だと思っておりますけれども、これにつきましては一般管理費からクリーンセンター費、これは先ほど個別の説明をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては職員数の増減に伴いまして、それに連動する形での人件費補正になってございます。消防費につきましては、今お話のありましたように、職員1名増に伴うもの、それから異動等に伴う住居、通勤手当の増、さらに勤勉手当が当初予算に計上した額よりも大分ふえているというようなご指摘なのかなというふうに思うのですけれども、実は勤勉手当の当初予算に計上した額が勤勉手当の手当率、これが誤っております、今回その部分がより多く増額した補正という形になっております。また、共済費につきましては、埼玉県市町村職員共済組合の追加費用、これの負担率が平成28年度から29年度に負担率が変わったところで、1,000分の4.4ふえました。この部分だけでもトータルで371万6,988円という数字になってまいりますので、こういった部分、またさらに再任用短時間勤務職員、これは社会保険が全適用になりましたので、こういった部分でも金額的にはそう多くないですけれども、影響が出てきているというようなところがあるかと思えます。

私のほうからは以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 総務課長。

（小林幸一専門員兼総務課長登壇）

小林幸一専門員兼総務課長 消防費の人件費の補正について説明をさせていただきます。

13ページの給料についてですが、広域事務局に出向しておりました職員1名が消防本部へ帰任したことによるものでございます。また、職員手当及び共済費につきましては、先ほど管理課長から説明をいただきましたが、当初予算積算の段階で誤りがありましたため、不足が生じたものでございます。今後このようなことがないように、十分注意していきたいと存じます。大変申しわけございませんでした。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小櫃市郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小櫃市郎議員) 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 議案第17号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1回)につきましてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。今回の補正は、浦山第二取水場取水施設用地購入費及び取得に係る諸経費のほか、定住自立圏事業費の増額に伴う収入及び委託料等について補正するものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益500万円の増額でございますが、定住自立圏推進事業負担金の増額分でございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用601万5,000円の増額補正でございますが、浦山第二取水場取水施設用地取得に係る境界査定等の立ち会い費用弁償1万5,000円及び定住自立圏推進事業の増額に伴う遠方監視システム整備委託料として600万円を補正するものでございます。

続いて、第3条の冒頭の記述は資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、

それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段でございます資本的支出の第1款第1項建設改良費434万円の増額でございますが、浦山第二取水場取水施設用地として購入するための費用で、用地測量業務委託料196万4,000円、用地購入費237万6,000円でございます。なお、購入予定面積が約340平方メートルでございます。

最後に、第4条でございますが、棚卸資産購入限度額を300万円引き上げ、1,584万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、主に量水器の購入費用でございます。

また、別冊秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算説明書の1ページから4ページには実施計画、6ページには予定キャッシュフロー計算書、7ページから8ページには予定貸借対照表当年度分、11ページから14ページには補正予算見積書がそれぞれ記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 議案の説明資料のほうの一番後ろ、8ページか、ここに真ん中より少し下の支出のところに報償費1万5,000円とその下なのですが、境界査定立ち会い費用弁償2,500円掛ける6人、それで先ほどの1万5,000円ということですが、私も宅建業をやっているし建築士事務所で境界査定も立ち会うのですけれども、金払うということは余り自分自身は経験がないし、余り聞いたことない。払うことはあり得ますけれども、これは当然ないわけではないのだけれども、私自身は経験がないし、なぜかといったら隣接地主も十分の土地を確保するために、画定するために立ち会うわけだから、どういうことでこれを払っているのだから伺いたいわけなのですけれども。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 岩田議員ご質問の立ち会いの費用弁償2,500円につきましては、当然自分の土地を査定するというので、そういった考え方もあろうかと思いますが、今回につきましては水道局から用地を購入させていただきたいというお願いと、それから日当、交通費を含めて2,500円の計上をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 今回補正では、3条予算で101万5,000円、4条予算で434万円、いずれも下方修正、下方補正となっているわけであります。その内容については、過日の全協での今岩田議員も取り上げました説明書で、内容については理解をいたしました。説明資料によれば、4条予算の補正による不足分は過年度分損益勘定留保資金で補填すると記述をされているわけでありますが、この補正後の過年度損益勘定留保資金残高は幾らになるのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員ご質問の過年度損益留保資金は、平成29年度期首現在21億1,635万7,275円でございます。今回の補正額を合わせた今年度主要予定額を11億7,928万円としております。したがって、今年度残額は9億3,707万7,275円でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小櫃市郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小櫃市郎議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもって秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会をいたします。

閉会 午後 3時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月21日

議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 若 林 光 雄

署名議員 四 方 田 実

署名議員 野 口 健 二